

昭和54年度

固定資産概要調書



東京都日野市

日野市立図書館

☎81-7354



13 70 537

# 目 次

## I 土地に関する概要調書

第 1 表	納税義務者数に関する調	1
第 2 表	総括表	2
第 3 表	所在者区分による土地に関する調	4
第 4 表	宅地に関する調	6
第 5 表	宅地等の負担調整に関する調	7
第 6 表	農地の負担調整に関する調	11
第 7 表	段階別納税義務者数及び課税標準額等に関する調	14
第 8 表	課税標準の特例等に関する調	15
第 9 表	宅地介在農地等に関する調	17
第 10 表	昭和 55 年度に新たに法定免税点以上になる見込みの土地に関する調	19
第 11 表	昭和 56 年度においても本則課税とならない土地に関する調	20

## II 家屋に関する概要調書

第 2 1 表	納税義務者数に関する調	21
第 2 2 表	総括表	22
第 2 3 表	所有者区分による家屋に関する調	23
第 2 4 表	木造家屋に関する調	24
第 2 5 表～第 3 8 表	木造以外の家屋に関する調	28
第 3 9 表～第 4 0 表	新增分家屋に関する調	43
第 4 1 表～第 4 2 表	減少分家屋に関する調	46

第 4 3 表	課税標準額等に関する調	4 8
第 4 4 表	法附則第 1 6 条の規定による軽減税額等に関する調	4 9
第 4 5 表	課税標準額の段階別納税義務者数等に関する調	5 0
III 都市計画税に関する調		
第 5 1 表	都市計画区域及び課税区域に関する調	5 1
第 5 2 表	納税義務者数に関する調	5 2
第 5 3 表	地積及び床面積等に関する調	5 3
第 5 4 表	決定価格及び課税標準額に関する調	5 4
第 5 5 表～第 5 6 表	市街化区域内農地に関する調	5 6
第 5 7 表	課税標準の特例に関する調	5 7
第 5 8 表	宅地等の負担調整に関する調	5 8
第 5 9 表	農地の負担調整に関する調	6 1
第 6 0 表	昭和 5 5 年度に新たに法定免税点以上になる見込みの土地に関する調	6 1
第 6 1 表	昭和 5 6 年度においても本則課税とならない土地に関する調	6 2
IV 償却資産に関する概要調書		
第 6 9 表	納税義務者数に関する調	6 3
第 7 0 表～第 7 2 表	償却資産の価格等に関する調	6 3
第 7 3 表～第 7 5 表	市町村長が価格等を決定したもののうち法第 3 4 9 条の 3 又は法附則第 1 5 条の規定の適用を受けるものに関する調	6 6
第 7 6 表	昭和 5 4 年度償却資産の段階別納税義務者数等に関する調	7 2
V	昭和 5 4 年度市町村交付金の交付額等に関する調	7 3

# I 土地に関する概要調書

第1表 納税義務者数に関する調

区分 個人 法人の別	行番号	総 数		法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの
		(イ)	(人)	(ロ)	(人)
個人	9 010	12	20,577	19 431	26 20,146
法人		53	644	40 16	47 628
計		54	21,221	61 447	68 20,774

第 2 表 総 括 表

区 地 目	行番号	地 積				行番号	決 定 価 格				
		非課税地積 (m <sup>2</sup> )(1)	評価総地積 (m <sup>2</sup> )(2)	法定免税点未満 のもの (m <sup>2</sup> )(3)	法定免税点以上 のもの(4)-(1)		総 額 (千円)(5)	法定免税点未満 のもの (千円)(6)	法定免税点以上 のもの(7)-(6)	(1)に係る 課税標準額 (千円)(8)	
田	一般田	010	1,1875	565	1,1310	011	958	44	914	724	
	宅地介在田等	020	45,904	2,142,048	50,019	2,092,029	021	21,735,835	46,7251	21,268,584	4,068,387
畑	一般畑	030	70,397	2,891	67,506	031	3,436	141	3,295	2,136	
	宅地介在畑等	040	98,283	2,143,281	44,573	2,098,708	041	26,459,701	43,8163	26,021,538	9,321,255
宅 地	住宅用地 小規模 住宅用 地	050	4,975,973	3,749	4,972,224	051	95,995,332	53,996	95,941,336	22,553,955	
	住宅用地 一般住宅用 地	060	1,123,719	9	1,123,710	061	19,931,491	139	19,931,352	9,386,091	
	住宅用地 個人非住宅用 地	070	753,968	123	753,845	071	14,514,137	1,823	14,512,314	13,650,576	
	住宅用地 法人非住宅用 地	080	1,799,320	14	1,799,306	081	42,494,219	225	42,493,994	4,020,410	
	計	090	1,532,447	8,652,980	3,895	8,649,085	091	172,935,179	56,183	172,878,996	85,794,730
塩田	100					101					
鉱泉地	110					111					
池沼	120	4,516			4,516	121	546		546	546	
山 林	一般山林	130	515,737	1,307,692	80,538	1,227,154	131	42,954	2,395	40,559	39,631
	宅地介在山林等	140	1,859	38,799	31	38,768	141	34,6935	291	34,6644	321,069
牧場	150					151					
原野	160	118,587	41,764	5,665	36,199	161	1,212	154	1,058	1,058	
雑 種 地	ゴルフ場の 用地	170				171					
	遊園地等の 用地	180	99,757		99,757	181	1,159,777		1,159,777	1,092,154	
	鉄軌道用地	190	16,223	165,349		165,349	191	893,705		893,705	845,832
	その他 雑種地	200	173,355	1,156,201	68	1,156,133	201	14,286,106	983	14,285,123	13,233,491
	計	210	189,578	1,421,307	68	1,421,239	211	16,339,588	983	16,338,605	15,171,477
その他	220	3,781,448				221					
合計	230	6,283,843	15,834,659	188,145	15,646,514	231	237,866,344	965,605	236,900,739	114,721,013	

第 2 表 総 括 表 (つづき)

区 目	行番号	筆 数				単 位 当 たり 価 格		
		非課税地筆数 (イ)	評価総筆数 (ロ)	法定免税点未満 のもの (ハ)	法定免税点以上 のもの (ニ)	平均価格 (円) (ウ) (円/m <sup>2</sup> ) (ツ)	最高価格 (円/m <sup>2</sup> ) (チ)	
田	一般田	01:2 <sup>12</sup>	27 4 6	42 1	57 4 5	8 1	72 1 1 9 <sup>80</sup>	
	宅地介在田等	02:2	3 6 1	5, 8 0 3	1 7 6	5, 6 2 7	1 0, 1 4 7	7 0, 4 3 6
畑	一般畑	03:2		8 5	4	8 1	4 9	8 5
	宅地介在畑等	04:2	5 0 3	4, 1 3 3	1 0 2	4, 0 3 1	1 2, 3 4 5	3 7, 3 4 0
宅 地	小規模 住宅用 一般地	05:2		2 7, 0 2 6	1 3 8	2 6, 8 8 8	1 9, 2 9 2	2 0 5, 4 0 6
	住宅用 一般地	06:2		9, 3 8 4	5	9, 3 7 9	1 7, 7 3 7	1 0 9, 6 3 2
	個人非 住宅用 住宅地	07:2		4, 2 5 3	2 4	4, 2 2 9	1 9, 2 5 0	2 0 6, 8 7 9
	法人非 住宅用 住宅地	08:2		2, 0 9 1	5	2, 0 8 6	2 3, 6 1 7	2 0 6, 8 7 9
	計	09:2	3, 6 3 9	4 2, 7 5 4	1 7 2	4 2, 5 8 2	1 9, 9 8 6	2 0 6, 8 7 9
塩田	10:2							
鉱泉地	11:2							
池沼	12:2			6		6	1 2 1	1 2 1
山 林	一般山林	13:2	2 8 7	1, 3 3 9	1 7 9	1, 1 6 0	3 3	3 9
	宅地介在山林等	14:2	7	1 1 6	3	1 1 3	8, 9 4 2	2 9, 9 9 5
牧場	15:2							
原野	16:2		8 9	8 8	2 4	6 4	2 9	3 3
雑 種 地	ゴルフ場の 用地	17:2						
	遊園地等の 用地	18:2		1 8		1 8	1 1, 6 2 6	1 1, 6 8 0
	鉄軌道用地	19:2	1 4 3	6 3 3		6 3 3	5, 4 0 5	1 4, 4 4 9
	その他の 雑種地	20:2	1 8 2	3, 4 5 5	1 8	3, 4 3 7	1 2, 3 5 6	6 5, 6 6 5
	計	21:2	3 2 5	4, 1 0 6	1 8	4, 0 8 8	1 1, 4 9 6	6 5, 6 6 5
その他	22:2	1 0, 4 9 2						
合 計	23:2	1 5, 7 0 3	5 8, 4 7 6	6 7 9	5 7, 7 9 7	1 5, 0 2 2		

第 3 表 所有者区分による土地に関する調

地 区 分 目	行番号	所 有 者 数		地 積		決 定 価 格		
		個 人 (人) (イ)	法 人 (人) (ロ)	個 人 (m <sup>2</sup> ) (イ)	法 人 (m <sup>2</sup> ) (ロ)	個 人 (千円) (イ)	法 人 (千円) (ロ)	
田	一 般 田	010	7	11,310		914		
	宅地介在田等	020	935	2,086,965	5,064	21,221,185	4,7399	
畑	一 般 畑	030	29	6,7506		3,295		
	宅地介在畑等	040	1,123	2,098,064	644	26,013,769	7,769	
宅 地	住 宅 用 地 小規模 住宅用	050	1,7807	271	4,034,116	938,108	73,018,675	22,922,661
	一 般 住 宅 用 地	060	6,706	96	1,026,249	97,461	18,147,054	1,784,298
	非 住 宅 用 地 個人非住	070	2,748		753,845		14,512,314	
	法 人 非 住 宅 用 地	080		412		1,799,306		42,493,994
	計	090	27,261	779	5,814,210	2,834,875	105,678,043	67,200,953
壇 田	100							
鉱 泉 地	110							
池 沼	120	2		4,516		546		
山 林	一 般 山 林	130	367	17	1,020,480	206,674	34,052	6,507
	宅地介在山林等	140	66	9	33,298	5,470	310,221	36,423
牧 場	150							
原 野	160	31	4	2,2855	13,344	631	427	
雑 種 地	ゴルフ場の 用地	170						
	遊園地等の 用地	180		1		99,757		1,159,777
	鉄軌道用地	190	5	1	660	164,689	2,410	891,295
	その他 雑種地	200	1,074	113	792,438	363,695	10,539,934	3,745,189
計	210	1,079	115	793,098	628,141	10,542,344	5,796,261	
合 計	220	30,900	927	11,952,302	3,694,212	163,805,000	73,095,739	

第 3 表 所有者区分による土地に関する調 (つづき)

区 分 目	行番号	課 税 標 準 額		筆 数		単 位 当 た り 価 格				
		個 人 (千円) <sup>(1)</sup>	法 人 (千円) <sup>(2)</sup>	個 人 (3)	法 人 (4)	平 均 価 格		最 高 価 格		
						個 人 (円) <sup>(5)</sup>	法 人 (円) <sup>(6)</sup>	個 (円) <sup>(7)</sup>	法 (円) <sup>(8)</sup>	
田	一 般 田	0 1:1	7 2 4		4 5		8 1		1 1 9	
	宅地介在田等	0 2:1	4,0 6 7,9 8 8	3 9 9	5,6 2 1	6	1 0,1 6 8	9,3 6 0	7 0,4 3 6	9,3 6 0
畑	一 般 畑	0 3:1	2,1 3 6		8 1		4 9		8 5	
	宅地介在畑等	0 4:1	9,3 1 9,0 7 0	2,1 8 5	4,0 2 9	2	1 2,3 9 9	1 2,0 6 4	3 7,3 4 0	1 4,5 2 0
宅 地	住 宅 用 地 小 規 模 住 宅 用 地	0 5:1	1 7,0 8 5,8 7 1	5,4 6 8,0 8 4	2 6,1 5 5	7 3 3	1 8,1 0 0	2 4,4 3 5	1 9 8,0 0 0	2 0 5,4 0 6
	一 般 住 宅 用 地	0 6:1	8,5 2 8,6 3 7	8 5 7,4 5 4	9,2 2 3	1 5 6	1 7,6 8 3	1 8,3 0 8	1 0 9,6 3 2	4 1,0 8 8
	非 住 宅 用 地 個 人 非 住 宅 用 地	0 7:1	1 3,6 5 0,5 7 6		4,2 2 9		1 9,2 5 1		2 0 6,8 7 9	
	法 人 非 住 宅 用 地	0 8:1		4 0,2 0 4,1 0 8		2,0 8 6		2 3,6 1 7		2 0 6,8 7 9
	計	0 9:1	3 9,2 6 5,0 8 4	4 6,5 2 9,6 4 6	3 9,6 0 7	2,9 7 5	1 8,1 7 6	2 3,7 0 5	2 0 6,8 7 9	2 0 6,8 7 9
塩 田	1 0:1									
鉱 泉 地	1 1:1									
池 沼	1 2:1	5 4 6		6		1 2 1		1 2 1		
山 林	一 般 山 林	1 3:1	3 3,5 3 0	6,1 0 1	9 6 7	1 9 3	3 3	3 1	3 9	3 9
	宅地介在山林等	1 4:1	2 8 7,9 1 9	3 3,1 5 0	9 8	1 5	9,3 1 7	6,6 5 9	2 9,9 9 5	1 0,8 8 0
牧 場	1 5:1									
原 野	1 6:1	6 3 1	4 2 7	5 2	1 2	2 8	3 2	3 3	3 3	
雑 種 地	ゴ ル フ 場 の 用 地	1 7:1								
	遊 園 地 等 の 用 地	1 8:1		1,0 9 2,1 5 4		1 8		1 1,6 2 6		1 1,6 8 0
	鉄 軌 道 用 地	1 9:1	2,1 5 1	8 4 3,6 8 1	5	6 2 8	3,6 5 2	5,4 1 2	4,4 5 2	1 4,4 4 9
	そ の 他 の 雑 種 地	2 0:1	9,4 8 8,3 0 2	3,7 4 5,1 8 9	2,5 7 0	8 6 7	1 3,3 0 1	1 0,2 9 8	6 5,6 6 5	4 3,3 2 0
計	2 1:1	9,4 9 0,4 5 3	5,6 8 1,0 2 4	2,5 7 5	1,5 1 3	1 3,2 9 3	9,2 2 8	6 5,6 6 5	4 3,3 2 0	
合 計	2 2:1	6 2,4 6 8,0 8 1	5 2,2 5 2,9 3 2	5 3,0 8 1	4,7 1 6	1 3,7 0 5	1 9,7 8 7			

第 4 表 宅地に関する調

地区別	行番号	地積 ( $m^2$ ) <sup>(1)</sup>	決定価格 (千円) <sup>(2)</sup>	課税標準額 (千円) <sup>(3)</sup>	単位当たり価格		最高価格地の所在地	
					平均価格 (円/ $m^2$ ) <sup>(4)</sup>	最高価格 (円/ $m^2$ ) <sup>(5)</sup>		
商業地区	繁華街	010						
	高度商業地区	020						
	普通商業地区	030	146,604	9,320,300	5,483,862	63,565	206,879	多摩平 1-2-13
	計	040	146,604	9,320,300	5,483,862	63,575	206,879	" 1-2-13
住宅地区	併用住宅地区	050	11,112	446,098	305,883	40,146	45,470	" 5-9-12
	高級住宅地区	060						
	普通住宅地区	070	7,025,176	128,870,262	50,597,173	18,344	73,400	多摩平 1-5-16
	計	080	7,036,288	129,316,360	50,903,056	18,378	73,400	" 1-5-16
工業地区	大工場地区	090	1,158,310	29,045,245	26,049,858	25,076	38,896	日野台 1-21-5
	中小工場地区	100	307,883	5,197,091	3,357,954	16,880	36,014	日野 1532-2
	家内工業地区	110						
	計	120	1,466,193	34,242,336	29,407,812	23,355	38,896	日野台 1-21-5
村落地区	集団地区	130						
	村落地区	140						
	計	150						
特殊地区	160							
合計	170	8,649,085	172,878,996	85,794,730	19,988	206,879	多摩平 1-2-13	

第5表 宅地等の負担調整に関する調（補足調査 その1）

区 分		行番号	所 有 者 数 (人)	地 積 (m <sup>2</sup> )	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 数		
住 宅 用 地	小規模住宅用地	本則どおり（価格の4分の1）の課税がなされたもの	0:10	305	107,679	4,696,868	1,174,217	449	
		上の記も以外の	負担調整率1.1が適用されたもの	0:20	17,521	4,750,983	89,513,179	2,099,869	25,817
			” 1.2 ”	0:30	376	113,562	1,731,289	381,044	622
			” 1.3 ”	0:40					
		小 計	0:50	17,897	4,864,545	91,244,468	2,137,973	26,439	
	計	0:60	18,202	4,972,224	95,941,336	2,255,395	26,888		
	一般住宅用地	本則どおり（価格の2分の1）の課税がなされたもの	0:70	225	10,554	407,034	203,517	252	
		上の記も以外の	負担調整率1.1が適用されたもの	0:80	6,618	1,113,156	19,524,318	9,182,574	9,127
			” 1.2 ”	0:90					
			” 1.3 ”	1:00					
		小 計	1:10	6,618	1,113,156	19,524,318	9,182,574	9,127	
	計	1:20	6,843	1,123,710	19,931,352	9,386,091	9,379		
	地 計	本則どおりの課税がなされたもの	1:30	530	118,233	5,103,902	1,377,734	701	
		上の記も以外の	負担調整率1.1が適用されたもの	1:40	24,139	5,864,139	109,037,497	30,181,268	34,944
” 1.2 ”			1:50	376	113,562	1,731,289	381,044	622	
” 1.3 ”			1:60						
小 計		1:70	24,515	5,977,701	110,768,786	30,562,312	35,566		
計	1:80	25,045	6,095,934	115,872,688	31,940,046	36,267			

第5表 宅地等の負担調整に関する調（つづき）（補足調査その1）

区 分		行番号	所 有 者 数 (人)	地 積 (m <sup>2</sup> )	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 数		
個 人 宅 地	本則どおりの課税がなされたもの	190	98	19,093	1,106,309	1,106,309	130 <sup>80</sup>		
	上 の 記 以 の 外	負担調整率1.1が適用されたもの	200	2,595	709,114	1,306,400	1,250,285	3,985	
		“ 1.2 “	210	76	25,638	342,002	293,982	114	
		“ 1.3 “	220						
		小 計	230	2,671	734,752	1,340,600	1,254,426	4,099	
	計	240	2,769	753,845	1,451,231	1,365,057	4,229		
	非 住 宅 他	本則どおりの課税がなされたもの	250	109	456,502	191,655	191,655	314	
		上 の 記 以 の 外	負担調整率1.1が適用されたもの	260	1,261	1,404,614	1,032,171	956,693	3,330
			“ 1.2 “	270	64	27,981	291,839	246,534	101
			“ 1.3 “	280					
小 計			290	1,325	1,432,595	1,061,355	981,352	3,431	
計		300	1,434	1,889,097	1,080,520	1,000,518	3,745		
用 地 計	本則どおりの課税がなされたもの	310	207	475,595	1,297,964	1,297,964	444		
	上 の 記 以 の 外	負担調整率1.1が適用されたもの	320	3,856	2,113,728	2,338,571	2,181,727	7,315	
		“ 1.2 “	330	140	53,619	633,841	540,516	215	
		“ 1.3 “	340						
		小 計	350	3,996	2,167,347	2,401,956	2,235,779	7,530	
	計	360	4,203	2,642,942	2,531,752	2,365,575	7,974		

第5表 宅地等の負担調整に関する調（つづき）（補足調査その1）

区 分		行番号	所 有 者 数 (人)	地 積 (m <sup>2</sup> )	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 数		
法 人 非 住 宅 用 地	宅 地	本則どおりの課税がなされたもの	9 370	12 45	24 27,862	39 2,180,685	54 2,180,685	69 92 <sup>80</sup>	
		上 の 記 も 以 の 外	負担調整率1.1が適用されたもの	380	379	1,771,444	40,313,309	38,023,423	1,994
			” 1.2 ”	390					
			” 1.3 ”	400					
			小 計	410	379	1,771,444	40,313,309	38,023,423	1,994
		計	420	424	1,799,306	42,493,994	40,204,108	2,086	
	そ の 他	本則どおりの課税がなされたもの	430	9	53,373	3,635	3,635	66	
		上 の 記 も 以 の 外	負担調整率1.1が適用されたもの	440	117	800,256	6,136,675	5,717,067	1,667
			” 1.2 ”	450					
			” 1.3 ”	460					
			小 計	470	117	800,256	6,136,675	5,717,067	1,667
		計	480	126	853,629	6,140,310	5,720,702	1,733	
	用 地 計	本則どおりの課税がなされたもの	490	54	81,235	2,184,320	2,184,320	158	
		上 の 記 も 以 の 外	負担調整率1.1が適用されたもの	500	496	2,571,700	46,449,984	43,740,490	3,661
			” 1.2 ”	510					
” 1.3 ”			520						
小 計			530	496	2,571,700	46,449,984	43,740,490	3,661	
計		540	550	2,652,935	48,634,304	45,924,810	3,819		

第5表 宅地等の負担調整に関する調（つづき）（補足調査その1）

区 分		行番号	所 有 者 数 (人)	地 積 (m <sup>2</sup> )	決 定 価 格 (千円)	課税標準額 (千円)	筆 数		
合 計	宅 地	本則どおりの課税がなされたもの	5:5:0	673	165,188	8,390,896	4,664,728	923	
		上の 記も 以の 外	負担調整率1.1が適用されたもの	5:6:0	27,113	8,344,697	16,241,480	8,045,497	4,092
			” 1.2 ”	5:7:0	452	13,920	2,073,291	675,026	736
			” 1.3 ”	5:8:0					
		小 計	5:9:0	27,565	8,483,897	16,448,810	8,113,002	4,165	
	計	6:0:0	28,238	8,649,085	17,287,896	8,579,470	4,258		
	そ の 他	本則どおりの課税がなされたもの	6:1:0	118	50,875	19,529	19,529	380	
		上の 記も 以の 外	負担調整率1.1が適用されたもの	6:2:0	1,378	2,204,870	16,458,387	15,284,060	4,997
			” 1.2 ”	6:3:0	64	2,798	29,183	24,653	101
			” 1.3 ”	6:4:0					
小 計		6:5:0	1,442	2,232,851	16,750,226	15,530,594	5,098		
計	6:6:0	1,560	2,742,726	16,945,516	15,725,884	5,478			
計	計	本則どおりの課税がなされたもの	6:7:0	791	675,063	8,586,186	4,860,018	1,303	
		上の 記も 以の 外	負担調整率1.1が適用されたもの	6:8:0	28,491	10,549,567	17,887,319	9,573,903	4,592
			” 1.2 ”	6:9:0	516	16,718	2,365,130	921,560	837
			” 1.3 ”	7:0:0					
		小 計	7:1:0	29,007	10,716,748	18,123,832	9,666,059	4,675	
計	7:2:0	29,798	11,391,811	18,982,451	10,152,061	4,806			

第6表 農地の負担調整に関する調 (補足調査 その2)

区 分		行番号	所 有 者 数 (人)	地 積 (m <sup>2</sup> )	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 数		
市 街 化 区 域 農 地	田	本則どおりの課税がなされたもの	0 1 0						
		上の	負担調整率 1.05が適用されたもの	0 2 0					
		記も	〃 1.1 〃	0 3 0					
		以の	〃 1.2 〃	0 4 0	6 4 3	1,455,562	13,441,381	12,2352	3,784
		外	小 計	0 5 0	6 4 3	1,455,562	13,441,381	12,2352	3,784
		計	0 6 0	6 4 3	1,455,562	13,441,381	12,2352	3,784	
	畑	本則どおりの課税がなされたもの	0 7 0						
		上の	負担調整率 1.05が適用されたもの	0 8 0					
		記も	〃 1.1 〃	0 9 0					
		以の	〃 1.2 〃	1 0 0	4 3 2	797,938	7,555,354	3,7545	1,406
		外	小 計	1 1 0	4 3 2	797,938	7,555,354	3,7545	1,406
		計	1 2 0	4 3 2	797,938	7,555,354	3,7545	1,406	
	計	本則どおりの課税がなされたもの	1 3 0						
		上の	負担調整率 1.05が適用されたもの	1 4 0					
		記も	〃 1.1 〃	1 5 0					
		以の	〃 1.2 〃	1 6 0	1,075	2,253,500	20,996,735	15,9897	5,190
		外	小 計	1 7 0	1,075	2,253,500	20,996,735	15,9897	5,190
		計	1 8 0	1,075	2,253,500	20,996,735	15,9897	5,190	

第6表 農地の負担調整に関する調(つづき) (補足調査 その2)

区 分		行番号	所 有 者 数 (人)	地 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 数		
上 記 以 外 の 農 地	田	本則どおりの課税がなされたもの	9 1 9:0	12	24	39	54	69 80	
		上の 記も	負担調整率 1.05が適用されたもの	2 0:0					
		以の	" 1.1 "	2 1:0					
		外	" 1.2 "	2 2:0	7	1 1, 3 1 0	9 1 4	7 2 4	4 5
			小 計	2 3:0	7	1 1, 3 1 0	9 1 4	7 2 4	4 5
		計	2 4:0	7	1 1, 3 1 0	9 1 4	7 2 4	4 5	
	畑	本則どおりの課税がなされたもの	2 5:0						
		上の 記も	負担調整率 1.05が適用されたもの	2 6:0					
		以の	" 1.1 "	2 7:0					
		外	" 1.2 "	2 8:0	3 2	6 7, 5 0 6	3, 2 9 5	2, 1 3 6	8 1
			小 計	2 9:0	3 2	6 7, 5 0 6	3, 2 9 5	2, 1 3 6	8 1
		計	3 0:0	3 2	6 7, 5 0 6	3, 2 9 5	2, 1 3 6	8 1	
	計	本則どおりの課税がなされたもの	3 1:0						
		上の 記も	負担調整率 1.05が適用されたもの	3 2:0					
		以の	" 1.1 "	3 3:0					
外		" 1.2 "	3 4:0	3 9	7 8, 8 1 6	4, 2 0 9	2, 8 6 0	1 2 6	
		小 計	3 5:0	3 9	7 8, 8 1 6	4, 2 0 9	2, 8 6 0	1 2 6	
	計	3 6:0	3 9	7 8, 8 1 6	4, 2 0 9	2, 8 6 0	1 2 6		

第6表 農地の負担調整に関する調(つづき)(補足調査 その2)

区 分		行番号	所有者数 (人)	地 積 (m <sup>2</sup> )	決 定 価 格 (千円)	課税標準額 (千円)	筆 数		
合 計	田	本則どおりの課税がなされたもの	9 3,700	12	24	39	54	69	80
		上の	負担調整率 1.05が適用されたもの	3,800					
		記も	〃 1.1 〃	3,900					
		以の	〃 1.2 〃	4,000	650	1,466,872	13,442,295	123,076	3,829
		外	小 計	4,100	650	1,466,872	13,442,295	123,076	3,829
		計	4,200	650	1,466,872	13,442,295	123,076	3,829	
	畑	本則どおりの課税がなされたもの	4,300						
		上の	負担調整率 1.05が適用されたもの	4,400					
		記も	〃 1.1 〃	4,500					
		以の	〃 1.2 〃	4,600	464	865,444	7,558,649	39,681	1,487
		外	小 計	4,700	464	865,444	7,558,649	39,681	1,487
		計	4,800	464	865,444	7,558,649	39,681	1,487	
	計	本則どおりの課税がなされたもの	4,900						
		上の	負担調整率 1.05が適用されたもの	5,000					
		記も	〃 1.1 〃	5,100					
以の		〃 1.2 〃	5,200	1,114	2,332,316	21,000,944	162,757	5,316	
外		小 計	5,300	1,114	2,332,316	21,000,944	162,757	5,316	
	計	5,400	1,114	2,332,316	21,000,944	162,757	5,316		

第7表 段階別納税義務者数及び課税標準額等に関する調（補足調査 その3）

区 分	行番号	課税標準額が 15万円未満 のもの	課税標準額が 15万円以上20 万円未満のもの	課税標準額が 20万円以上25 万円未満のもの	課税標準額が 25万円以上30 万円未満のもの	課税標準額が 30万円以上50 万円未満のもの	課税標準額が 50万円以上 のもの
納税義務者数（人）	9 0:10	<sup>12</sup> 447	<sup>23</sup> 130	<sup>34</sup> 376	<sup>45</sup> 761	<sup>56</sup> 3,845	<sup>67</sup> 15,662 <sup>77</sup>
決定価格（千円）	0:20	965,605	334,081	368,248	1,063,183	6,648,629	22,848,658
課税標準額（千円）	0:30	23,070	23,024	86,189	210,469	1,544,572	11,285,675
総地積（m <sup>2</sup> ）	0:40	188,145	49,604	34,704	79,810	466,691	15,015,705

(7)

区 分	行番号	合 計
納税義務者数（人）	9 0:11	<sup>12</sup> 21,221 <sup>23</sup>
決定価格（千円）	0:21	23,786,344
課税標準額（千円）	0:31	114,744,083
総地積（m <sup>2</sup> ）	0:41	15,834,659

第8表 課税標準の特例等に関する調(補足調査 その4)

区 分 目	行番号	法第349条の3第10項		法第349条の3第14項		法第349条の3第15項		法第349条の3第18項	
		評価額の $\frac{1}{2}$ の額 (千円)	減額となる 課税標準額 (千円)						
田	9 0,110	12	21	30	39	48	56	64	72 80
畑	0,20								
宅 地	0,30								
塩 田	0,40								
鉦 泉 地	0,50								
池 沼	0,60								
山 林	0,70								
牧 場	0,80								
原 野	0,90								
雑 種 地	1,00								
計	1,10								

第8表 課税標準の特例等に関する調(つづき)(補足調査 その4)

区分 地目	行番号	法第349条の3第19項		昭和53年改正前の 法附則第15条第9項		法附則第16条第4項		計		
		評価額の $\frac{1}{2}$ の額 (千円)	減額となる 課税標準額 (千円)							
田	011	12	20	28	36	44	52	60	70	80
畑	021									
宅地	031									
塩田	041									
鉱泉地	051									
池沼	061									
山林	071									
牧場	081									
原野	091									
雑種地	101									
計	111									

第 9 表 宅地介在農地等に関する調（補足調査 その 5）

区 分	行番号	地 積			行番号	決 定 価 格			単 位 当 たり 価 格			
		評 価 総 地 積 ( $m^2$ )(イ)	法 定 免 税 点 未 満 の も の ( $m^2$ )	法 定 免 税 点 以 上 の も の ( $m^2$ )		総 額 (千円)(ロ)	法 定 免 税 点 未 満 の も の (千円)	法 定 免 税 点 以 上 の も の (千円)	平均 価 格 ( $\frac{ロ}{イ}$ ) (円/ $m^2$ )	最 高 価 格 (円/ $m^2$ )		
宅 地 介 在 田	010	12 5,387	25 5	34 5,382	45 011	12 8,1323	25 62	34 81,261	46 15,096	56 18,500		
宅 地 介 在 畑	020	9,468		9,468	021	13,6843		13,6843	14,453	21,100		
宅 地 介 在 山 林	030	38,799	31	38,768	031	34,6935	291	34,6644	8,942	29,995		
農 地 介 在 山 林	040				041							
市 街 化 区 域 農 地	田	A 農 地	050	12,054	12,054	051	3,43,176		3,43,176	28,470	70,436	
		B 農 地	060	619,031	619,031	061	7,402,766		7,402,766	11,959	23,872	
		C 農 地	070	1,505,576	50,014	1,455,562	071	13,908,570	467,189	13,441,381	9,238	13,280
		小 計	080	2,136,661	50,014	2,086,647	081	21,654,512	467,189	21,187,323	10,135	70,436
	畑	A 農 地	090	58,436	58,436	091	1,158,573		1,158,573	19,826	37,340	
		B 農 地	100	1,232,913	47	1,232,866	101	17,171,305	537	17,170,768	13,927	23,361
		C 農 地	110	842,464	44,526	797,938	111	7,992,980	437,626	7,555,354	9,488	14,996
		小 計	120	2,133,813	44,573	2,089,240	121	26,322,858	438,163	25,884,695	12,336	37,340
	計	A 農 地	130	70,490	70,490	131	1,501,749		1,501,749	21,304	70,436	
		B 農 地	140	1,851,944	47	1,851,897	141	24,574,071	537	24,573,534	13,269	23,872
		C 農 地	150	2,348,040	94,540	2,253,500	151	21,901,550	904,815	20,996,735	9,328	14,996
		計	160	4,270,474	94,587	4,175,887	161	47,977,370	905,352	47,072,018	11,235	70,436

第 9 表 宅地介在農地等に関する調（つづき）（補足調査 その 5）

区 分	行番号	課 税 標 準 額			筆 数			所 有 者 数 (人)		
		総 額 (千円)	法定免税点 未 満 の も の (千円)	法定免税点 以 上 の も の (千円)	総 数	法定免税点 未 満 の も の	法定免税点 以 上 の も の			
宅地介在田	012	73,110	46	73,064	18	1	17	10		
宅地介在畑	022	119,039		119,039	30		30	25		
宅地介在山林	032	321,342	273	321,069	116	3	113	75		
農地介在山林	042									
市 街 化 区 域 農 地	田	A 農地	052	171,588		171,588	43	43	22	
		B 農地	062	3,701,383		3,701,383	1,783	1,783	472	
		C 農地	072	126,479	4,127	122,352	3,959	175	3,784	643
		小 計	082	3,999,450	4,127	3,995,323	5,785	175	5,610	1,137
	畑	A 農地	092	579,287		579,287	109	109	69	
		B 農地	102	8,585,653	269	8,585,384	2,489	3	2,486	898
		C 農地	112	39,502	1,957	37,545	1,505	99	1,406	432
		小 計	122	9,204,442	2,226	9,202,216	4,103	102	4,001	1,399
	計	A 農地	132	750,875		750,875	152	152	91	
		B 農地	142	12,287,036	269	12,286,767	4,272	3	4,269	1,370
		C 農地	152	165,981	6,084	159,897	5,464	274	5,190	1,075
		計	162	13,203,892	6,353	13,197,539	9,888	277	9,611	2,536

第10表 昭和55年度に新たに法定免税点以上になる見込みの土地に関する調(補足調査 その6)

区 分	行 番 号	地 積 (m <sup>2</sup> )	昭和55年度分課 税標準額(千円) (イ)	左に係る昭和54 年度分課税標準額 (千円) (ロ)	納税義務者数(人) (ハ)	1人当たり課税標準額	
						(イ) (ハ) (円) (ニ)	(ロ) (ハ) (円) (ホ)
法定免税点以上になる見込みの土地	9 010	12 17,190	24 3,160	37 2,849	50 20	57 158,000	142,450

第11表 昭和56年度においても本則課税とならない土地に関する調(補足調査 その7)

区 分			行番号	所有者数 (人)	地 積 (m <sup>2</sup> )	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 数		
			9	12	24	39	54	69		
宅 地 等	住 宅 用 地	小規模住宅用地	0	1	0					
		一般住宅用地	0	2	0					
		計	0	3	0					
	個 非 住 宅 用 人 地	宅 地	0	4	0					
		そ の 他	0	5	0					
		計	0	6	0					
	法 非 住 宅 用 人 地	宅 地	0	7	0					
		そ の 他	0	8	0					
		計	0	9	0					
	合 計	宅 地	1	0	0					
		そ の 他	1	1	0					
		計	1	2	0					
農 地	市 区 域 街 農 化 地	田	1	3	0	643	1,455,562	1,344,138	1,223,52	3,784
		畑	1	4	0	432	797,938	7,555,354	3,7545	1,406
		計	1	5	0	1,075	2,253,500	2,099,673	5,190	5,190
	上 記 以 外 の 地	田	1	6	0					
		畑	1	7	0					
		計	1	8	0					
合 計	田	1	9	0	643	1,455,562	1,344,138	1,223,52	3,784	
	畑	2	0	0	432	797,938	7,555,354	3,7545	1,406	
	計	2	1	0	1,075	2,253,500	2,099,673	5,190	5,190	

## II 家屋に関する概要調書

第21表 納税義務者数に関する調

個人 法人の別	区分	行番号	総 数 (人) (イ)	法定免 税点 の 未 満 の もの (人) (ロ)	法定免 税点 の 上 の もの (人) (ハ)
個人		9 010	12 22,138	20 494	27 21,644
法人			35 592	43 7	50 585
計			47 22,730 <sup>㉑</sup>	63 501 <sup>㉒</sup>	77 22,229 <sup>㉓</sup>

第22表 総括表

区分		行番号	所有者数 (人)	棟数	床面積 (m <sup>2</sup> )	決定価格 (千円)	単当たり価格 (円)	指示平均価額 (円)	単当たり価格 指示平均価額 (%)
木造	総数	010	21,067	24,565	1,908,180	34,084,396	17,862	17,947	100
	法定免税点の 未達のもの	020	505	512	19,941	22,202	1,113	/	/
	法定免税点の 超過のもの	030	20,562	24,053	1,888,239	34,062,194	18,039		
木造以外	総数	040	5,164	6,320	1,658,525	46,340,789	27,941	28,131	99
	法定免税点の 未達のもの	050	3	3	39	180	4,615	/	/
	法定免税点の 超過のもの	060	5,161	6,317	1,658,486	46,340,609	27,942		
計	総数	070	26,231	30,885	3,566,705	80,425,185	22,549	(参考)	/
	法定免税点の 未達のもの	080	508	515	19,980	22,382	1,120		
	法定免税点の 超過のもの	090	25,723	30,370	3,546,725	80,402,803	22,670		
非課税家屋		100	/	72	62,152	/	/	実際免税点の額	80,000 円

第23表 所有者区分による家屋に関する調

区 分		行番号	個人が所有する家屋				法人が所有する家屋			
			棟 数	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	単 位 当 たり 価 格 (円)	棟 数	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	単 位 当 たり 価 格 (円)
木 造	総 数	9 0110	12 23,990	20 1,822,077	31 33,407,927	18,335	42 575	50 86,103	61 676,469	71 7,857
	法 定 免 税 点 未 満 の も の	0210	506	19,472	21,910	1,125	6	469	292	623
	法 定 免 税 点 以 上 の も の	0310	23,484	1,802,605	33,386,017	18,521	569	85,634	676,177	7,896
木 造 以 外	総 数	0410	4,515	405,668	14,180,980	34,957	1,805	1,252,857	32,159,809	25,669
	法 定 免 税 点 未 満 の も の	0510	2	29	113	3,897	1	10	67	6,700
	法 定 免 税 点 以 上 の も の	0610	4,513	405,639	14,180,867	34,959	1,804	1,252,847	32,159,742	25,669
計	総 数	0710	28,505	2,227,745	47,588,907	21,362	2,380	1,338,960	32,836,278	24,524
	法 定 免 税 点 未 満 の も の	0810	508	19,501	22,023	1,129	7	479	359	749
	法 定 免 税 点 以 上 の も の	0910	27,997	2,208,244	47,566,884	21,541	2,373	1,338,481	32,835,919	24,532

区 分		行番号	合 計			
			棟 数	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	単 位 当 たり 価 格 (円)
木 造	総 数	9 0111	12 24,565	20 1,908,180	31 34,084,396	17,862
	法 定 免 税 点 未 満 の も の	0211	512	19,941	22,202	1,113
	法 定 免 税 点 以 上 の も の	0311	24,053	1,888,239	34,062,194	18,039
木 造 以 外	総 数	0411	6,320	1,658,525	46,340,789	27,941
	法 定 免 税 点 未 満 の も の	0511	3	39	180	4,615
	法 定 免 税 点 以 上 の も の	0611	6,317	1,658,486	46,340,609	27,942
計	総 数	0711	30,885	3,566,705	80,425,185	22,549
	法 定 免 税 点 未 満 の も の	0811	515	19,980	22,382	1,120
	法 定 免 税 点 以 上 の も の	0911	30,370	3,546,725	80,402,803	22,670

第24表 木造家屋に関する調(その1)

区分 家屋の種類		行 番 号	所 有 者 数			棟 数		
			総 数 (人) (イ)	法定免税点 未満のもの (人) (ロ)	法定免税点 以上のもの (イ)-(ロ)(人) (ハ)	総 数 (二)	法定免税点 未満のもの (四)	法定免税点 以上のもの (四)-(四) (五)
専用住宅	一般住宅用 1	0110	16,842	360	16,482	20,129	366	19,763
	農家用 2	0200	36	1	35	37	1	36
	(1+2)計	0300	16,878	361	16,517	20,166	367	19,799
共同住宅・寄宿舎 3		0400	1,008	1	1,007	1,162	1	1,161
併用住宅	住宅 一般住宅用 4	0500	1,148	22	1,126	1,379	23	1,356
	部分 農家用 5	0600	5		5	5		5
	その他の用の部分 6	0700	416	1	415	432	1	431
	(4+5+6)計(棟数については4+5)	0800	1,569	23	1,546	1,384	23	1,361
農家住宅 7		0900	334	29	305	342	29	313
養蚕住宅 8		1000						
漁業者住宅 9		1100						
普通旅館・料亭・待合 10		1200	8		8	16		16
ホテル・簡易旅館・団体旅館 11		1300	1		1	1		1
事務所・銀行 12		1400	82	2	80	95	2	93
店 舗 13		1500	176	27	149	181	27	154
劇場・映画館 14		1600						
公衆浴場 15		1700	2		2	2		2
病院 16		1800	14		14	16		16

第24表 木造家屋に関する調(その2)

区分 家屋の種類	行 番 号	床 面 積			決 定 価 格			単 位 当 たり 価 格				
		総 数 (㎡) (h)	法定免税点 未満のもの (㎡) (g)	法定免税点 以上のもの (h)-(g) (㎡) (i)	総 数 (千円) (x)	法定免税点 未満のもの (千円) (y)	法定免税点 以上のもの (x)-(y) (千円) (z)	$\frac{(x)}{(h)}$ (円) (a)	$\frac{(y)}{(g)}$ (円) (b)	$\frac{(z)}{(i)}$ (円) (c)		
専用住宅	一般住宅用	1011	1,449,478	13,958	1,435,520	28,520,156	16,954	28,503,202	19,676	1,215	19,856	
	農家用	2021	4,559	79	4,480	53,004	40	52,964	11,626	506	11,822	
	(1+2)計	031	1,454,037	14,037	1,440,000	28,573,160	16,994	28,556,166	19,651	1,211	19,831	
共同住宅・寄宿舎	9041	168,996	75	168,921	2,999,119	76	2,999,043	17,747	1,013	17,754		
併用住宅	住宅	4051	一般住宅用	109,128	1,320	107,808	1,441,467	994	1,440,473	13,209	753	13,361
	農家用		5061	308		308	1,959		1,959	6,360		6,360
	その他の用の部分	6071	20,435	91	20,344	410,417	71	410,346	20,084	780	20,170	
	(4+5+6)計	081	129,871	1,411	128,460	1,853,843	1,065	1,852,778	14,274	755	14,423	
農家住宅	7091	48,079	1,848	46,231	80,433	1,201	79,232	1,673	650	1,714		
養蚕住宅	8101											
漁業者住宅	9111											
普通旅館・料亭・待合	10121	1,630		1,630	26,491		26,491	16,252		16,252		
ホテル・簡易旅館・団体旅館	11131	160		160	1,807		1,807	11,294		11,294		
事務所・銀行	12141	8,851	93	8,758	98,548	126	98,422	11,134	1,355	11,238		
店	15151	12,039	654	11,385	95,728	987	94,741	7,951	1,509	8,322		
劇場・映画館	14161											
公衆浴場	15171	493		493	4,403		4,403	8,931		8,931		
病院	14181	3,419		3,419	30,234		30,234	8,843		8,843		

第24表 木造家屋に関する調(その3)

区分 家屋の種類		行 番号	所有者数			棟数		
			総 数 (人)	法定免税点 未満のもの (人)	法定免税点 以上のもの (1)-(2) (人)	総 数 (2)	法定免税点 未満のもの (3)	法定免税点 以上のもの (2)-(3) (人)
工場	農家用 17	19:0	6		6	6		6
	その他の用 18	20:0	112	8	104	158	8	150
	(17+18) 計	21:0	118	8	110	164	8	156
倉庫	農家用 19	22:0	28	1	27	30	1	29
	その他の用 20	23:0	62	2	60	77	2	75
	(19+20) 計	24:0	90	3	87	107	3	104
土蔵	一般住宅用 21	25:0	5	1	4	5	1	4
	農家用 22	26:0	9		9	9		9
	その他の用 23	27:0						
	(21+22+23) 計	28:0	14	1	13	14	1	13
付帯施設 (蚕室・煙草乾燥 舎・)	一般住宅用 24	29:0	542	33	509	589	33	556
	農家用 25	30:0	91	5	86	102	5	97
	その他の用 26	31:0	140	12	128	224	13	211
	(24+25+26) 計	32:0	773	50	723	915	51	864
合計		33:0 <sup>㉗</sup>	21,067 <sup>㉘</sup>	505 <sup>㉙</sup>	20,562 <sup>㉚</sup>	24,565 <sup>㉛</sup>	512 <sup>㉜</sup>	24,053 <sup>㉝</sup>
同上内訳	一般住宅用 1+3+4+21+24	34:0	19,545	417	19,128	23,264	424	22,840
	農家用 2+5+7+8+ 17+19+22+25	35:0	509	36	473	531	36	495
	その他の用 計9+10+11+12+ 13+14+15+16+18+20+23+26	36:0	1,013	52	961	1,202	53	1,149

第24表 木造家屋に関する調(その4)

区 分 家屋の種類		行 番 号	床 面 積			決 定 価 格			単 位 当 たり 価 格		
			総 数 (h) (m <sup>2</sup> )	法定免税点 未満のもの (イ) (m <sup>2</sup> )	法定免税点 以上のもの (h)-(イ) (i) (m <sup>2</sup> )	総 数 (x) (千円)	法定免税点 未満のもの (x) (千円)	法定免税点 以上のもの (x)-(x) (y) (千円)	(x) (h) (円)	(i) (イ) (円)	(y) (i) (円)
工 場	農 家 用 <sup>17</sup>	19:1	<sup>12</sup> 597	<sup>23</sup>	<sup>34</sup> 597	<sup>45</sup> 3,563	<sup>55</sup>	<sup>65</sup> 3,563 <sup>74</sup>	5,968		5,968
	そ の 他 の 用 <sup>18</sup>	20:1	35,706	582	35,124	135,156	371	134,785	3,785	637	3,837
	(17+18) 計	21:1	36,303	582	35,721	138,719	371	138,348	3,821	637	3,873
倉 庫	農 家 用 <sup>19</sup>	22:1	1,590	67	1,523	3,036	36	3,000	1,909	537	1,970
	そ の 他 の 用 <sup>20</sup>	23:1	10,793	59	10,734	46,706	63	45,643	4,235	1,068	4,252
	(19+20) 計	24:1	12,383	126	12,257	48,742	99	48,643	3,936	786	3,969
土 蔵	一 般 住 宅 用 <sup>21</sup>	25:1	187	20	167	830	17	813	4,439	850	4,868
	農 家 用 <sup>22</sup>	26:1	505		505	1,174		1,174	2,325		2,325
	そ の 他 の 用 <sup>23</sup>	27:1									
	(21+22+23) 計	28:1	692	20	672	2,004	17	1,987	2,896	850	2,957
付 属 室 ・ 煙 草 乾 燥 舎 ・ 蚕 室 を 含 む 。	一 般 住 宅 用 <sup>24</sup>	29:1	12,922	627	12,295	38,745	913	37,832	2,998	1,456	3,077
	農 家 用 <sup>25</sup>	30:1	4,755	172	4,583	14,514	82	14,432	3,052	477	3,149
	そ の 他 の 用 <sup>26</sup>	31:1	13,550	296	13,254	77,906	271	77,635	5,750	916	5,857
	(24+25+26) 計	32:1	31,227	1,095	30,132	131,165	1,266	129,899	4,200	1,156	4,311
合 計		33:1	Ⓐ 1,908,180	Ⓑ 19,941	Ⓒ 1,888,239	Ⓓ 34,084,396	Ⓔ 22,202	Ⓕ 34,062,194	17,862	1,113	18,039
同 上 内 訳	一 般 住 宅 用 1+3+4+21+24	34:1	1,740,711	16,000	1,724,711	33,000,317	18,954	32,981,363	18,958	1,185	19,123
	農 家 用 2+5+7 +8+17+19+22+25	35:1	60,393	2,166	58,227	157,683	1,359	156,324	2,611	627	2,685
	その他の用 6+9+10+11 +12+13+14+15+16+18+20+23+26	36:1	107,076	1,775	105,301	926,396	1,889	924,507	8,652	1,064	8,780

第25表 木造以外の家屋に関する調

(1) 事務所・店舗・百貨店

区分 構造別	行 番 号	所 有 者 数			棟 数							
		総 数 (人) (1)	法定免税点 未満のもの (人) (2)	法定免税点 以上のもの (1)-(2) (3) (人)	総 数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの			
					棟 数 (4)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (5)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (1)-(5) (6)	主たる用途 以外の棟数		
鉄骨鉄筋コンクリート造	010	19		19	39					39		
鉄筋コンクリート造	020	141		141	157					157		
鉄 骨 造	030	139		139	154					154		
軽 量 鉄 骨 造	040	72		72	88					88		
れんが造 コンクリートブロック造	050	19		19	21					21		
計	060	390		390	459					459		

区分 構造別	行 番 号	床 面 積			決 定 価 格			単 位 当 た り 価 格		
		総 数 (m <sup>2</sup> ) (1)	法定免税点 未満のもの (m <sup>2</sup> ) (2)	法定免税点 以上のもの (1)-(2) (3) (m <sup>2</sup> )	総 数 (千円) (4)	法定免税点 未満のもの (千円) (5)	法定免税点 以上のもの (4)-(5) (6) (千円)	(7)	(8)	(9)
								(円)	(円)	(円)
鉄骨鉄筋コンクリート造	011	16,132		16,132	1,095,126		1,095,126	67,885		67,885
鉄筋コンクリート造	021	79,451		79,451	3,561,804		3,561,804	44,830		44,830
鉄 骨 造	031	48,644		48,644	2,236,331		2,236,331	45,973		45,973
軽 量 鉄 骨 造	041	9,781		9,781	174,656		174,656	17,857		17,857
れんが造 コンクリートブロック造	051	4,432		4,432	69,308		69,308	15,638		15,638
計	061	158,440		158,440	7,137,225		7,137,225	45,047		45,047

第26表 木造以外の家屋に関する調

(2) 住宅・アパート(一般住宅用)

区分 構造別	行 番号	所有者数			棟数						
		総 数 (人) (イ)	法定免税点 未満のもの (人) (ロ)	法定免税点 以上のもの (イ)-(ロ) (ハ) (人)	総 数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの		
					棟 数 (ニ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ヘ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (コ)-(ケ) (セ)	主たる用途 以外の棟数	
鉄骨鉄筋コンクリート造	010	461		461	492					492	
鉄筋コンクリート造	020	2,037		2,037	2,273					2,273	
鉄骨造	030	536		536	562					562	
軽量鉄骨造	040	961	1	960	985		1			984	
れんが造 コンクリートブロック造	050	125	1	124	341		1			340	
計	060	4,120	2	4,118	4,653		2			4,651	

区分 構造別	行 番号	床面積			決定価格			単位当たり価格		
		総 数 (㎡) (ト)	法定免税点 未満のもの (㎡) (チ)	法定免税点 以上のもの (ト)-(チ) (リ) (㎡)	総 数 (千円) (ニ)	法定免税点 未満のもの (千円) (ハ)	法定免税点 以上のもの (ニ)-(ハ) (セ) (千円)	(ウ)	(ク)	(ケ)
								(円) (ツ)	(円) (カ)	(円) (コ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	011	92,397		92,397	2,762,710		2,762,710	29,900		29,900
鉄筋コンクリート造	021	519,162		519,162	14,752,678		14,752,678	28,416		28,416
鉄骨造	031	50,154		50,154	2,101,919		2,101,919	41,909		41,909
軽量鉄骨造	041	96,308	10	96,298	2,689,673	67	2,689,606	27,928	6,700	27,930
れんが造 コンクリートブロック造	051	61,443	15	61,428	795,652	43	795,609	12,949	2,867	12,952
計	061	819,464	25	819,439	23,102,632	110	23,102,522	28,192	4,400	28,193

第27表 木造以外の家屋に関する調

(3) 住宅・アパート(農家用)

区分 構造別	行 番 号	所有者数			棟数					
		総 数 (人) (イ)	法定免税点 未満のもの (人) (ロ)	法定免税点 以上のもの (イ)-(ロ) (ハ) (人)	総 数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの	
					棟 数 (ニ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ハ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ニ)-(ハ) (ニ)	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	010	12 1	19	26 1	35 1	40	47	54	61 1	68 74
鉄筋コンクリート造	020									
鉄骨造	030									
軽量鉄骨造	040									
れんが造 コンクリートブロック造	050									
計	060	1		1	1				1	

区分 構造別	行 番 号	床面積			決定価格			単位当たり価格		
		総 数 (㎡) (ト)	法定免税点 未満のもの (㎡) (チ)	法定免税点 以上のもの (ト)-(チ) (リ) (㎡)	総 数 (千円) (ヌ)	法定免税点 未満のもの (千円) (ヘ)	法定免税点 以上のもの (ヌ)-(ヘ) (ホ) (千円)	(ヌ) (ト)	(ヘ) (チ)	(ホ) (リ)
								(円) (ニ)	(円) (ハ)	(円) (ヘ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	011	12 77	23	34 77	45 1,408	56 1,408	67 18,286		77 18,286	
鉄筋コンクリート造	021									
鉄骨造	031									
軽量鉄骨造	041									
れんが造 コンクリートブロック造	051									
計	061	77		77	1,408	1,408	18,286		18,286	

第28表 木造以外の家屋に関する調

(4) ホテル・病院

区分 構造別	行 番 号	所 有 者 数			棟 数						
		総 数 (人) (イ)	法定免税点 未満のもの (人) (ロ)	法定免税点 以上のもの (イ)-(ロ) (ハ) (人)	総 数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの		
					棟 数 (ニ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ホ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ヘ)-(ト) (チ)	主たる用途 以外の棟数	
鉄骨鉄筋コンクリート造	010	2		2	2					2	
鉄筋コンクリート造	020	21		21	22					22	
鉄 骨 造	030	6		6	7					7	
軽 量 鉄 骨 造	040	6		6	8					8	
れんが コンクリートブロック造	050	4		4	4					4	
計	060	39		39	43					43	

区分 構造別	行 番 号	床 面 積			決 定 価 格			単 位 当 たり 価 格		
		総 数 (m <sup>2</sup> ) (ト)	法定免税点 未満のもの (m <sup>2</sup> ) (ニ)	法定免税点 以上のもの (ト)-(ニ) (ホ) (m <sup>2</sup> ) (イ)	総 数 (千円) (ク)	法定免税点 未満のもの (千円) (ケ)	法定免税点 以上のもの (ク)-(ケ) (コ) (千円) (ウ)	(ウ)	(イ)	(ウ)
								(円) (カ)	(円) (キ)	(円) (ク)
鉄骨鉄筋コンクリート造	011	250		250	8,345		8,345	33,380		33,380
鉄筋コンクリート造	021	9,819		9,819	468,397		468,397	47,703		47,703
鉄 骨 造	031	1,923		1,923	89,634		89,634	46,612		46,612
軽 量 鉄 骨 造	041	1,723		1,723	32,529		32,529	18,879		18,879
れんが コンクリートブロック造	051	228		228	2,382		2,382	10,447		10,447
計	061	13,943		13,943	601,287		601,287	43,125		43,125

第29表 木造以外の家屋に関する調

(5) 劇場・娯楽場用等のホール型建物

区分 構造別	行 番 号	所 有 者 数			棟 数						
		総 数 (人) (イ)	法定免税点 未満のもの (人) (ロ)	法定免税点 以上のもの (イ)-(ロ) (ハ) (人)	総 数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの		
					棟 数 (ニ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ホ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ニ)-(ホ) (ヘ) (人)	主たる用途 以外の棟数	
鉄骨鉄筋コンクリート造	010	12	19	26	35	40	47	54	61	68	74
鉄筋コンクリート造	020										
鉄 骨 造	030	1		1	1				1		
軽 量 鉄 骨 造	040										
れんが造 コンクリートブロック造	050										
計	060	1		1	1				1		

区分 構造別	行 番 号	床 面 積			決 定 価 格			単 位 当 た り 価 格			
		総 数 (㎡) (ト)	法定免税点 未満のもの (㎡) (チ)	法定免税点 以上のもの (ト)-(チ) (リ) (㎡)	総 数 (千円) (ク)	法定免税点 未満のもの (千円) (ケ)	法定免税点 以上のもの (ク)-(ケ) (コ) (千円)	(ク) (ト) (円) (セ)	(ケ) (チ) (円) (ソ)	(コ) (リ) (円) (タ)	
鉄骨鉄筋コンクリート造	011	12	23	34	45	56	67	77			
鉄筋コンクリート造	021										
鉄 骨 造	031	150		150	2,403		2,403	16,020			16,020
軽 量 鉄 骨 造	041										
れんが造 コンクリートブロック造	051										
計	061	150		150	2,403		2,403	16,020			16,020

第30表 木造以外の家屋に関する調

(6) 銀行

区分 構造別	行 番号	所有者数			棟数						
		総 数 (人) (1)	法定免税点 未満のもの (人) (2)	法定免税点 以上のもの (1)-(2) (3) (人)	総 数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの		
					棟 数 (4)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (5)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (6)-(7) (8)	主たる用途 以外の棟数	
鉄骨鉄筋コンクリート造	010	2		2	2					2	
鉄筋コンクリート造	020	5		5	5					5	
鉄骨造	030	1		1	2					2	
軽量鉄骨造	040										
れんが造 コンクリートブロック造	050										
計	060	8		8	9					9	

区分 構造別	行 番号	床面積			決定価格			単位当たり価格		
		総 数 (m <sup>2</sup> ) (1)	法定免税点 未満のもの (m <sup>2</sup> ) (2)	法定免税点 以上のもの (1)-(2) (3) (m <sup>2</sup> )	総 数 (千円) (4)	法定免税点 未満のもの (千円) (5)	法定免税点 以上のもの (4)-(5) (6) (千円)	(2)	(3)	(6)
								(7) (円)	(8) (円)	(9) (円)
鉄骨鉄筋コンクリート造	011	1,874		1,874	207,267		207,267	110,601		110,601
鉄筋コンクリート造	021	3,463		3,463	148,075		148,075	42,759		42,759
鉄骨造	031	713		713	82,875		82,875	116,234		116,234
軽量鉄骨造	041									
れんが造 コンクリートブロック造	051									
計	061	6,050		6,050	438,217		438,217	72,433		72,433

第31表 木造以外の家屋に関する調

(7) 工場・倉庫(農家用)

区分 構造別	行 番 号	所有者数			棟数						
		総数		法定免税点 未満のもの (人) (イ)	法定免税点 以上のもの (イ)-(ロ) (人) (ロ)	総数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの	
		(人)	(イ)			棟数 (ロ)	主たる用途 以外の棟数	棟数 (イ)	主たる用途 以外の棟数	棟数 (ロ)-(イ) (イ)	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	010	12	19	26	33	40	47	54	61	68	74
鉄筋コンクリート造	020	1		1	1				1		
鉄骨造	030										
軽量鉄骨造	040	4		4	4				4		
れんが造 コンクリートブロック造	050	1		1	1				1		
計	060	6		6	6				6		

区分 構造別	行 番 号	床面積			決定価格			単位当たり価格				
		総数		法定免税点 未満のもの (m <sup>2</sup> ) (イ)	法定免税点 以上のもの (イ)-(ロ) (m <sup>2</sup> ) (ロ)	総数		法定免税点 未満のもの (千円) (イ)	法定免税点 以上のもの (千円) (ロ)-(イ) (イ)	(イ)	(ロ)	(イ)
		(m <sup>2</sup> )	(イ)			(千円)	(千円)			(円)	(円)	(円)
鉄骨鉄筋コンクリート造	011	12	23	34	45	56	67	77				
鉄筋コンクリート造	021	40		40	455		455		11,375		11,375	
鉄骨造	031											
軽量鉄骨造	041	129		129	1,948		1,948		15,101		15,101	
れんが造 コンクリートブロック造	051	46		46	299		299		6,500		6,500	
計	061	215		215	2,702		2,702		12,567		12,567	

第32表 木造以外の家屋に関する調

(8) 工場・倉庫(その他の用)

区分 構造別	行 番号	所有者数			棟数							
		総 数 (人) (イ)	法定免税点 未満のもの (人) (ロ)	法定免税点 以上のもの (イ)-(ロ) (人) (ハ)	総 数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの			
					棟 数 (ニ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ホ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ヘ)-(ト) (チ)	主たる用途 以外の棟数		
鉄骨鉄筋コンクリート造	0110	6		6	11					11		
鉄筋コンクリート造	0210	26		26	110					110		
鉄骨造	0310	94		94	270					270		
軽量鉄骨造	0410	102		102	170					170		
れんが コンクリートブロック造	0510	30		30	67					67		
計	0610	258		258	628					628		

区分 構造別	行 番号	床面積			決定価格			単位当たり価格		
		総 数 (m <sup>2</sup> ) (イ)	法定免税点 未満のもの (m <sup>2</sup> ) (ロ)	法定免税点 以上のもの (イ)-(ロ) (m <sup>2</sup> ) (ハ)	総 数 (千円) (ニ)	法定免税点 未満のもの (千円) (ホ)	法定免税点 以上のもの (ニ)-(ホ) (千円) (ト)	(ウ)	(ク)	(ケ)
								(円)	(円)	(円)
鉄骨鉄筋コンクリート造	0111	88,256		88,256	1,473,849		1,473,849	16,700		16,700
鉄筋コンクリート造	0211	178,966		178,966	4,611,156		4,611,156	25,766		25,766
鉄骨造	0311	243,487		243,487	3,891,468		3,891,468	15,982		15,982
軽量鉄骨造	0411	16,430		16,430	194,317		194,317	11,827		11,827
れんが コンクリートブロック造	0511	3,515		3,515	47,102		47,102	13,400		13,400
計	0611	530,654		530,654	10,217,892		10,217,892	19,255		19,255

第33表 木造以外の家屋に関する調

(9) 市 場

区 分 構造別	行 番 号	所 有 者 数			棟 数						
		総 数 (人) (イ)	法定免税点 未満のもの (人) (ロ)	法定免税点 以上のもの (イ)-(ロ) (ハ) (人)	総 数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの		
					棟 数 (ニ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ヘ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (コ)-(ク) (ケ)	主たる用途 以外の棟数	
鉄骨鉄筋コンクリート造	010	12	19	26	33	40	47	54	61	68	74
鉄筋コンクリート造	020										
鉄 骨 造	030										
軽 量 鉄 骨 造	040										
れんが造 コンクリートブロック造	050										
計	060										

区 分 構造別	行 番 号	床 面 積			決 定 価 格			単 位 当 た り 価 格			
		総 数 ( $m^2$ ) (ト)	法定免税点 未満のもの ( $m^2$ ) (チ)	法定免税点 以上のもの (ト)-(チ) (リ) ( $m^2$ )	総 数 (千円) (ク)	法定免税点 未満のもの (千円) (ケ)	法定免税点 以上のもの (ク)-(ケ) (コ) (千円)	(ウ)	(イ)	(ロ)	
								(円) (フ)	(円) (カ)	(円) (キ)	
鉄骨鉄筋コンクリート造	011	12	23	34	45	56	67	77			
鉄筋コンクリート造	021										
鉄 骨 造	031										
軽 量 鉄 骨 造	041										
れんが造 コンクリートブロック造	051										
計	061										

第34表 木造以外の家屋に関する調

00 水力発電所

区分 構造別	行 番 号	所 有 者 数			棟 数						
		総 数 (人) (イ)	法定免税点 未満のもの (人) (ロ)	法定免税点 以上のもの (イ)-(ロ) (ハ) (人)	総 数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの		
					棟 数 (ニ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ホ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ニ)-(ホ) (ヘ)	主たる用途 以外の棟数	
鉄骨鉄筋コンクリート造	010	12	19	26	35	40	47	54	61	68	74
鉄筋コンクリート造	020										
鉄 骨 造	030										
軽量鉄骨造	040										
れんが造 コンクリートブロック造	050										
計	060										

区分 構造別	行 番 号	床 面 積			決 定 価 格			単 位 当 たり 価 格			
		総 数 (m <sup>2</sup> ) (ハ)	法定免税点 未満のもの (m <sup>2</sup> ) (ロ)	法定免税点 以上のもの (ハ)-(ロ) (リ) (m <sup>2</sup> )	総 数 (千円) (キ)	法定免税点 未満のもの (千円) (ク)	法定免税点 以上のもの (キ)-(ク) (ケ) (千円)	(キ)	(ク)	(ケ)	
								(円) (フ)	(円) (ヘ)	(円) (コ)	
鉄骨鉄筋コンクリート造	011	12	23	34	45	56	67	77			
鉄筋コンクリート造	021										
鉄 骨 造	031										
軽量鉄骨造	041										
れんが造 コンクリートブロック造	051										
計	061										

第35表 木造以外の家屋に関する調

(1) その他(一般住宅用)

区分 構造別	行 番 号	所 有 者 数			棟 数						
		総 数 (人) (1)	法定免税点 未満のもの (人) (2)	法定免税点 以上のもの (1)-(2) (3) (人)	総 数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの		
					棟 数 (4)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (5)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (6)-(7) (8)	主たる用途 以外の棟数	
鉄骨鉄筋コンクリート造	010	8		8	10					10	
鉄筋コンクリート造	020	35		35	42					42	
鉄 骨 造	030	19		19	37					37	
軽 量 鉄 骨 造	040	44		44	66					66	
れんが コンクリートブロック造	050	42	1	41	87			1		86	
計	060	148	1	147	242			1		241	

区分 構造別	行 番 号	床 面 積			決 定 価 格			単 位 当 た り 価 格		
		総 数 (m <sup>2</sup> ) (1)	法定免税点 未満のもの (m <sup>2</sup> ) (2)	法定免税点 以上のもの (1)-(2) (3) (m <sup>2</sup> )	総 数 (千円) (4)	法定免税点 未満のもの (千円) (5)	法定免税点 以上のもの (4)-(5) (6) (千円)	(7)	(8)	(9)
								(円)	(円)	(円)
鉄骨鉄筋コンクリート造	011	1,326		1,326	19,943		19,943	15,040		15,040
鉄筋コンクリート造	021	2,454		2,454	45,778		45,778	18,654		18,654
鉄 骨 造	031	7,197		7,197	71,682		71,682	9,960		9,960
軽 量 鉄 骨 造	041	2,084		2,084	17,538		17,538	8,416		8,416
れんが コンクリートブロック造	051	1,660	14	1,646	14,488	70	14,418	8,728	5,000	8,759
計	061	14,721	14	14,707	169,429	70	169,359	11,509	5,000	11,516

第36表 木造以外の家屋に関する調

02 その他（農家用）

区分 構造別	行 番 号	所 有 者 数			棟 数						
		総 数 (人) (イ)	法定免税点 未満のもの (人) (ロ)	法定免税点 以上のもの (イ)-(ロ) (ハ) (人)	総 数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの		
					棟 数 (ニ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ホ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ニ)-(ホ) (ヘ)	主たる用途 以外の棟数	
鉄骨鉄筋コンクリート造	010	12	19	26	35	40	47	54	61	68	74
鉄筋コンクリート造	020										
鉄 骨 造	030										
軽 量 鉄 骨 造	040										
れんが造 コンクリートブロック造	050										
計	060										

区分 構造別	行 番 号	床 面 積			決 定 価 格			単 位 当 た り 価 格			
		総 数 (m <sup>2</sup> ) (ト)	法定免税点 未満のもの (m <sup>2</sup> ) (チ)	法定免税点 以上のもの (ト)-(チ) (リ) (m <sup>2</sup> )	総 数 (千円) (ヌ)	法定免税点 未満のもの (千円) (ヘ)	法定免税点 以上のもの (ヌ)-(ヘ) (ホ) (千円)	(ウ)	(ク)	(ケ)	
								(円) (フ)	(円) (コ)	(円) (サ)	
鉄骨鉄筋コンクリート造	011	12	23	34	45	56	67	77			
鉄筋コンクリート造	021										
鉄 骨 造	031										
軽 量 鉄 骨 造	041										
れんが造 コンクリートブロック造	051										
計	061										

第37表 木造以外の家屋に関する調

⑬ その他(その他の用)

区分 構造別	行 番 号	所 有 者 数			棟 数						
		総 数 (人) (1)	法定免税点 未満のもの (人) (2)	法定免税点 以上のもの (1)-(2) (3)	総 数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの		
					棟 数 (4)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (5)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (6)-(7) (8)	主たる用途 以外の棟数	
鉄骨鉄筋コンクリート造	010	6		6	9					9	
鉄筋コンクリート造	020	67		67	87					87	
鉄 骨 造	030	50		50	70					70	
軽 量 鉄 骨 造	040	34		34	48					48	
れんが造 コンクリートブロック造	050	36		36	64					64	
計	060	193		193	278					278	

区分 構造別	行 番 号	床 面 積			決 定 価 格			単 位 当 た り 価 格		
		総 数 ( $m^2$ ) (1)	法定免税点 未満のもの ( $m^2$ ) (2)	法定免税点 以上のもの (1)-(2) (3)	総 数 (千円) (4)	法定免税点 未満のもの (千円) (5)	法定免税点 以上のもの (千円) (6)	(7)	(8)	(9)
								(円)	(円)	(円)
鉄骨鉄筋コンクリート造	011	26,357		26,357	1,504,300		1,504,300	57,074		57,074
鉄筋コンクリート造	021	58,670		58,670	2,468,551		2,468,551	42,075		42,075
鉄 骨 造	031	21,415		21,415	556,179		556,179	25,971		25,971
軽 量 鉄 骨 造	041	5,938		5,938	92,307		92,307	15,545		15,545
れんが造 コンクリートブロック造	051	2,431		2,431	46,257		46,257	19,028		19,028
計	061	114,811		114,811	4,667,594		4,667,594	40,655		40,655

第38表 木造以外の家屋に関する調

04 合 計 (その1)

区分 構造別	行 番 号	所 有 者 数			棟 数					
		総 数 (人) (イ)	法定免税点 未満のもの (人) (ロ)	法定免税点 以上のもの (イ)-(ロ) (ハ) (人) (ニ)	総 数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの	
					棟 数 (イ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ロ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ハ)	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	01:0	12 505	19	26 505	35 566	40	47	54	61 566	68 74
鉄筋コンクリート造	02:0	2,333		2,333	2,697				2,697	
鉄 骨 造	03:0	846		846	1,103				1,103	
軽 量 鉄 骨 造	04:0	1,223	1	1,222	1,369		1		1,368	
れんが造 コンクリートブロック造	05:0	257	2	255	585		2		583	
計	06:0	① 5,164	① 3	② 5,161	③ 6,320		④ 3		⑤ 6,317	
同 上 内 訳	一般住宅用 2+11	07:0	4,268	3	4,265	4,895		3	4,892	
	農家用 3+7+12	08:0	7		7	7			7	
	その他の用 1+4+5+6+8+9+10+13	09:0	889		889	1,418			1,418	

第38表 木造以外の家屋に関する調

04 合 計 (その2)

区 分 構 造 別	行 番 号	床 面 積			決 定 価 格			単 位 当 た り 価 格		
		総 数 ( $m^2$ ) (ト)	法定免税点 未満のもの ( $m^2$ ) (チ)	法定免税点 以上のもの (ト)-(チ) (リ) ( $m^2$ )	総 数 (千円) (ク)	法定免税点 未満のもの (千円) (ケ)	法定免税点 以上のもの (ク)-(ケ) (コ) (千円)	( $\frac{ク}{ト}$ ) (円) (ツ)	( $\frac{ケ}{チ}$ ) (円) (カ)	( $\frac{コ}{リ}$ ) (円) (サ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	011	226,669		226,669	7,072,948		7,072,948	31,204		31,204
鉄筋コンクリート造	021	852,025		852,025	26,056,894		26,056,894	30,582		30,582
鉄 骨 造	031	373,683		373,683	9,032,491		9,032,491	24,172		24,172
軽量鉄骨造	041	132,393	10	132,383	3,202,968	67	3,202,901	24,193	6,700	24,194
れんが造 コンクリートブロック造	051	73,755	29	73,726	975,488	113	975,375	13,226	3,897	13,230
計	061	1,658,525	39	1,658,486	46,340,789	180	46,340,609	27,941	4,615	27,942
同 上 内 訳	一般住宅用 2+11	834,185	39	834,146	23,272,061	180	23,271,881	27,898	4,615	27,899
	農家用 3+7+12	292		292	4,110		4,110	14,075		14,075
	その他の用 1+4+5+6+8+9+10+13	824,048		824,048	23,064,618		23,064,618	27,989		27,989

第 39 表 新增分家屋に関する調 (補足調査その 1)

(1) 木 造 家 屋

区分 家屋の種類	行 番 号	所有者数	棟 数	床 面 積	決 定 価 格	単 位 当 た り 価 格 (円) (1) (11)
		総 (人) 数	総 数	総 (m <sup>2</sup> ) 数 (1)	総 (千円) 数 (2)	
専 用 住 宅	0:1:0	1,080	1,091	100,950	4,298,754	42,583
共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	/	65	68	10,954	415,830	37,961
件 用 住 宅	0:3:0	58	110	5,512	217,265	39,417
農 家 住 宅	/					
養 蚕 住 宅	0:5:0					
漁 業 者 住 宅	/					
普 通 旅 館 ・ 料 亭 ・ 待 合	0:7:0					
ホ テ ル ・ 簡 易 旅 館 ・ 団 体 旅 館	/					
事 務 所 ・ 銀 行	0:9:0	2	2	217	8,624	39,742
店 舗	/	2	2	79	2,031	25,709
劇 場 ・ 映 画 館	1:1:0					
公 衆 浴 場	/					
病 院	1:3:0	1	1	52	2,169	41,712
工 場	/	1	1	140	3,350	23,929
倉 庫	1:5:0	3	3	201	2,526	12,567
土 蔵	/					
付 属 家 ( 酪 農 舎 ・ 蚕 室 ) 煙 草 乾 燥 場 を 含 む )	1:7:0	2	2	39	862	22,103
合 計	/	1,214	1,280	118,144	4,951,411	41,910
増 築 分 に か か る 数 値	1:9:0	8	9	278	10,119	36,399

第40表 新增分家屋に関する調(補足調査その1)

(2) 木造以外の家屋(その1)

家屋の種類	区分 構造別	行 番 号	所有者数	棟数	床面積	決定価格	単位当たり価格 $\frac{(ロ)}{(イ)}$ (円)
			総 (人) 数	総 数	総 ( $m^2$ ) 数 <sup>(イ)</sup>	総 (千円) 数 <sup>(ロ)</sup>	
事務所・店舗・百貨店	鉄骨鉄筋コンクリート造	01:0	1	1	262	13,798	52,664
	鉄筋コンクリート造	/	10	11	2,438	188,014	77,118
	鉄骨造	03:0	20	20	3,275	188,414	57,531
	軽量鉄骨造	/	4	5	460	17,448	37,930
	れんが造 コンクリートブロック造	05:0					
	計	/	35	37	6,435	407,674	63,353
住宅・アパート	鉄骨鉄筋コンクリート造	07:0					
	鉄筋コンクリート造	/	133	141	27,030	1,480,276	54,764
	鉄骨造	09:0	30	30	3,745	229,801	61,362
	軽量鉄骨造	/	74	75	8,249	369,730	44,821
	れんが造 コンクリートブロック造	11:0	2	2	238	11,069	46,508
	計	/	239	248	39,262	2,090,876	53,254
工場・倉庫	鉄骨鉄筋コンクリート造	13:0	1	1	5,176	435,295	84,099
	鉄筋コンクリート造	/	3	3	484	23,643	48,849
	鉄骨造	15:0	9	10	6,016	186,933	31,073
	軽量鉄骨造	/	4	4	264	6,198	23,477
	れんが造 コンクリートブロック造	17:0	1	1	8	182	22,750
	計	/	18	19	11,948	652,251	54,591

第40表 新增分家屋に関する調（補足調査その1）

(2) 木造以外の家屋（その2）

家屋の種類	区分 構造別	行 番号	所有者数	棟数	床面積	決定価格	単位当たり価格 ② ① (円)
			総 (人)数	総 数	総 (m <sup>2</sup> )数 ①	総 (千円)数 ②	
そ の 他	鉄骨鉄筋コンクリート造	190		19	26	35	
	鉄筋コンクリート造		21	22	838	32,897	39,257
	鉄骨造	210	5	5	763	6,961	87,760
	軽量鉄骨造		3	3	196	6,978	35,602
	れんが造 コンクリートブロック造	230	2	2	16	456	28,500
	計		31	32	1,813	107,292	59,179
合計	250	323	336	5,458 ①	3,258,093 ②	54,797	
増築分にかかる数値		5	6	4,353	128,285	29,470	

第41表 減少分家屋に関する調（補足調査その2）

(1) 木造家屋

区分 家屋の種類	行 番号	所有者数	棟数	床面積	決定価格	単位当たり価格 ② ① (円)
		総 (人) 数	総 数	総 (m <sup>2</sup> ) 数 ①	総 (千円) 数 ②	
専用住宅	010	286	335	19,123	95,107	4,973
併用住宅		39	44	4,556	24,835	5,451
農漁家(農家住宅・養蚕住宅・漁業者住宅)	030	24	24	3,201	3,030	947
共同住宅・寄宿舍・ 普通旅館・料亭・待合		15	19	3,302	24,814	7,515
工場・倉庫	050	10	28	6,208	19,458	3,134
付属家(農舎・畜舎・煙 草乾燥場を含む。)		24	42	2,235	7,819	3,498
その他	070	18	19	1,952	5,099	2,612
合計		416	511	40,577	180,162	4,440

第42表 減少分家屋に関する調 (補足調査その2)

(2) 木造以外の家屋

区分 家屋の種類	行 番 号	所有者数	棟数	床面積	決定価格	単位当たり価格 (円) (1)
		総 数 (人)	総 数	総 数 (m <sup>2</sup> ) (1)	総 数 (千円) (円)	
事務所・店舗・百貨店	0110	5	5	5,210	298,315	57,258
住宅・アパート	△	22	32	7,100	145,970	20,559
工場・倉庫	030	12	23	17,850	186,994	10,476
その他	△	13	18	626	10,896	17,406
合計	050	52	78	30,786	642,175	20,859

第43表 課税標準額等に関する調(補足調査その3)

区 分	特例率	減額率	行番号	木造家屋	木造以外の家屋	計	
				法定免税点以上のもの(千円)	法定免税点以上のもの(千円)	法定免税点以上のもの(千円)	
決定価格(A)			9 0:1:0	12 34062,194 <sup>㉞</sup>	23 46340,609 <sup>㉟</sup>	34 80,402,803 <sup>㊱</sup>	
課税標準額の決定によるもの							
	第10項(日本放送協会)	1/2	1/3	45	56	67	77
	第11項(日本原子力研究所)	1/3	2/3	9 0:3:0	12	23	34
		2/3	1/3	45	56	67	77
	第12項(動力炉・核燃料開発事業団)	1/3	2/3	9 0:5:0	12	23	34
		2/3	1/3	45	56	67	77
	第15項(本四連絡橋公社)	1/2	1/2	9 0:7:0	12	23	34
	第18項(新東京国際空港公社)	1/2	1/2	45	56	67	77
	第19項(外貨埠頭公社)	1/2	1/2	9 0:9:0	12	23	34
	第20項(宇宙開発事業団)	1/3	2/3	45	56	67	77
		2/3	1/3	9 1:1:0	12	23	34
	第21項(海洋科学技術センター)	1/3	2/3	45	56	67	77
2/3		1/3	9 1:3:0	12	23	34	
第23項(石油開発公社)	1/3	2/3	45	56	67	77	
	2/3	1/3	9 1:5:0	12	23	34	
第24項(水資源開発公社)	1/2	1/2	45	56	67	77	
	3/4	1/4	9 1:7:0	12	23	34	

区 分	特例率	減額率	行番号	木造家屋	木造以外の家屋	計	
				法定免税点以上のもの(千円)	法定免税点以上のもの(千円)	法定免税点以上のもの(千円)	
課税標準額の特例によるもの							
	第1項(日本自動車ターミナル)	1/2	1/2	45	56	67	77
	第2項(農山漁村電気施設)	1/3	2/3	9 1:9:0	12	23	34
		2/3	1/3	45	56	67	77
	第5項(倉庫)	1/2	1/2	9 2:1:0	12	23	34
	第6項(フェリー埠頭)	2/3	1/3	45	56	67	77
	第10項(心臓者モデル工場)	2/3	1/3	9 2:3:0	12	23	34
	第11項(職業訓練法人)	1/2	1/2	45	56	67	77
	第12項(野菜供給安定基金)	1/2	1/2	9 2:5:0	12	23	34
	第15項(路外駐車場)	2/3	1/3	45	56	67	77
		5/6	1/6	9 2:7:0	12	23	34
	昭和47年附則第8条第3項(地下道等)	1/2	1/2	45	56	67	77
	昭和49年附則第7条第2項(発電所)	2/3	1/3	9 2:9:0	12	23	34
		5/6	1/6	45	56	67	77
	昭和51年附則第7条第9項(日本原子力研究所)	2/3	1/3	9 3:1:0	12	23	34
		5/6	1/6	45	56	67	77
	" 動力炉・核燃料(開発事業団)	2/3	1/3	9 3:3:0	12	23	34
		5/6	1/6	45	56	67	77
	昭和52年附則第10条第5項(水資源開発公社)	1/2	1/2	9 3:5:0	12	23	34
		3/4	1/4	45	56	67	77
昭和54年附則第7条第4項(水資源開発公社)	1/2	1/2	9 3:7:0	12	23	34	
	3/4	1/4	45	56	67	77	
昭和53年附則第7条第5項(コンテナ埠頭)	1/2	1/2	9 3:9:0	12	23	34	
	3/4	1/4	45	56	67	77	
計(B)			45	56	67	77	
課税標準額(A)-(B)			9 4:1:0	12 34062,194	23 46340,609	34 80,402,803 <sup>㊱</sup>	

第44表 法附則第16条の規定による軽減税額等に関する調

(補足調査その4)

区分		行 番 号	総 数			左記のうち日本住宅公団分に係る数値			
			個 数	床 面 積 ( $m^2$ )	軽 減 税 額 (千円)	個 数	床 面 積 ( $m^2$ )	軽 減 税 額 (千円)	
木 造	第1項の規定によるもの(1/2)	010	3,939	234,290	59,180				
木 造 以 外	第1項の規定によるもの(1/2)	020	686	29,463	9,347				
	第2項の規定によるもの(1/2)	030	6,358	343,846	80,650	2,478	136,753	24,409	
	第3項の規定によるもの(2/3)	040							
	第5項の 規定によるもの	1/3減額されるもの	050						
		2/3減額されるもの	060						
	第6項の規定によるもの(2/3)	070							
計		080	7,044	373,309	89,997	2,478	136,753	24,409	
合 計		090	10,983	607,599	149,177	2,478	136,753	24,409	

区分		行 番 号	昭和54年度に新たに軽減の対象となったもの			昭和54年度で軽減期間の終了するもの			
			個 数	床 面 積 ( $m^2$ )	軽 減 税 額 (千円)	個 数	床 面 積 ( $m^2$ )	軽 減 税 額 (千円)	
木 造	第1項の規定によるもの(1/2)	011	1,217	68,214	19,283	1,550	93,076	22,247	
木 造 以 外	第1項の規定によるもの(1/2)	021	234	9,434	3,293	228	9,726	2,773	
	第2項の規定によるもの(1/2)	031	395	20,262	7,632	1,415	71,257	12,831	
	第3項の規定によるもの(2/3)	041							
	第5項の 規定によるもの	1/3減額されるもの	051						
		2/3減額されるもの	061						
	第6項の規定によるもの(2/3)	071							
計		081	629	29,696	10,925	1,643	80,983	15,604	
合 計		091	1,846	97,910	30,208	3,193	174,059	37,846	

第 45 表 課税標準額の段階別納税義務者数等に  
関する調（補足調査その 5）

区 分	行 番 号	8 万 円 未 満 の も の	8 万 円 以 上 9 万 円 未 満 の も の	9 万 円 以 上 10 万 円 未 満 の も の	10 万 円 以 上 11 万 円 未 満 の も の	11 万 円 以 上 12 万 円 未 満 の も の	12 万 円 以 上 13 万 円 未 満 の も の	13 万 円 以 上 14 万 円 未 満 の も の
納税義務者数(人)	010 <sup>9</sup>	501 <sup>12</sup>	75 <sup>22</sup>	92 <sup>31</sup>	61 <sup>40</sup>	80 <sup>49</sup>	66 <sup>58</sup>	59 <sup>67</sup>
課税標準額(千円)	020	22,382 <sup>20</sup>	6,388	8,754	6,410	9,217	8,156	7,951
総床面積(m <sup>2</sup> )	030	19,980 <sup>20</sup>	4,076	5,568	3,482	4,776	4,177	3,311

区 分	行 番 号	14 万 円 以 上 15 万 円 未 満 の も の	15 万 円 以 上 20 万 円 未 満 の も の	20 万 円 以 上 25 万 円 未 満 の も の	25 万 円 以 上 30 万 円 未 満 の も の	30 万 円 以 上 35 万 円 未 満 の も の	35 万 円 以 上 40 万 円 未 満 の も の	40 万 円 以 上 45 万 円 未 満 の も の
納税義務者数(人)	011 <sup>9</sup>	72 <sup>12</sup>	339 <sup>21</sup>	382 <sup>30</sup>	437 <sup>39</sup>	474 <sup>48</sup>	368 <sup>58</sup>	366 <sup>68</sup>
課税標準額(千円)	021	10,347	59,192	85,970	120,098	153,437	138,139	155,655
総床面積(m <sup>2</sup> )	031	4,486	20,262	23,868	27,474	28,563	23,092	23,274

区 分	行 番 号	45 万 円 以 上 の も の	計
納税義務者数(人)	012 <sup>9</sup>	19,358 <sup>12</sup>	22,730 <sup>24</sup>
課税標準額(千円)	022	79,633,089	80,425,185 <sup>20</sup>
総床面積(m <sup>2</sup> )	032	3,370,316	3,566,705 <sup>20</sup>

### III 都市計画税に関する調

第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調

区 分	行 番 号	市町村の面積(千㎡)	市街化区域(千㎡) A	市街化調整区域(千㎡) B	そ の 他(千㎡) C	計 (A+B+C)(千㎡)	都市計画事業の 認可の有無
課税区域の面積	9 0,110	12 /	23 15,048 <sup>㉞</sup>	33 /	43 /	53 15,048 <sup>㉞</sup>	63 /
都市計画区域の面積	0,20	27,110	22,220	4,890		27,110	1

認可有……「1」

認可無……「2」

第52表 納税義務者数に関する調

区 分		行 番 号	総 数 (人) <sup>A</sup>	法定免税点未満のもの(人) <sup>B</sup>	法定免税点以上のもの(人) <sup>A-B</sup>
土 地	個 人	9 010	12 20,248	22 399	32 19,849 <sup>41</sup>
	法 人	020	638	15	623
	計	030	20,886	414	20,472
家 屋	個 人	040	21,877	493	21,384
	法 人	050	591	7	584
	計	060	22,468	500	21,968
計	個 人	070	26,704	636	26,068
	法 人	080	859	20	839
	計	090	27,563	656	26,907

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調

区分		行番号	決定価格				
			市街化区域(千円)	市街化調整区域(千円)	その他(千円)	計(千円)	
土地	宅地	9 0'1'0	12 170,621,011	25	35	47 170,621,011	60 ㊦
	その他	0'2'0	16,174,354			16,174,354	㊧
	小計	0'3'0	186,795,365			186,795,365	㊨
	農地	0'4'0	47,072,018	㊩		47,072,018	㊪
	計	0'5'0	233,867,383			233,867,383	
家屋	木造家屋	0'6'0	33,209,301			33,209,301	
	木造以外の家屋	0'7'0	46,300,237			46,300,237	
	計	0'8'0	79,509,538			79,509,538	㊫
合計		0'9'0	313,376,921			313,376,921	

第53表 地積及び床面積等に関する調

区 分		行番号	市 街 化 区 域	市 街 化 調 整 区 域	そ の 他	計	
土地の地積 (千㎡)	宅地等	宅地	9 0'1'0	12 8,503	24	34 8,503	45 8,503
		その他	0'2'0	2,213			2,213
		小計	0'3'0	10,716			10,716
	農地	0'4'0	4,176			4,176	
	計	0'5'0	14,892			14,892	
家床 屋面積 (㎡)	木造家屋	0'6'0	1,862,241			1,862,241	
	木造以外の家屋	0'7'0	1,657,451			1,657,451	
	計	0'8'0	3,519,692			3,519,692	
土地の筆数 (筆)	宅地等	宅地	0'9'0	4,1969			4,1969
		その他	1'0'0	5,105			5,105
		小計	1'1'0	47,074			47,074
	農地	1'2'0	9,611			9,611	
計	1'3'0	56,685			56,685		
家屋の棟数 (棟)	木造家屋	1'4'0	23,809			23,809	
	木造以外の家屋	1'5'0	6,189			6,189	
	計	1'6'0	29,998			29,998	

第 54 表 決定価格及び課税標準額に関する調(つづき)

区 分		行 番 号	課 税 標 準 額				実 定 税 率 B	調 定 見 込 額 A × B (千円)
			市 街 化 区 域 (千円)	市 街 化 調 整 区 域 (千円)	そ の 他 (千円)	計 (千円) A		
土 地	宅 地 等	9 0 1 1	12 1 6 1, 1 2 2, 2 0 7	25	35	47 1 6 1, 1 2 2, 2 0 7	60	61
		0 2 1	1 5, 1 1 2, 7 9 5			1 5, 1 1 2, 7 9 5	60	
		0 3 1	1 7 6, 2 3 5, 0 0 2			1 7 6, 2 3 5, 0 0 2	60	
	農 地	0 4 1	2 6, 2 3 5, 1 8 0			2 6, 2 3 5, 1 8 0	60	
	計	0 5 1	2 0 2, 4 7 0, 1 8 2			2 0 2, 4 7 0, 1 8 2		
家 屋	木 造 家 屋	0 6 1	3 3, 2 0 9, 3 0 1			3 3, 2 0 9, 3 0 1		
	木造以外の家屋	0 7 1	4 6, 3 0 0, 2 3 7			4 6, 3 0 0, 2 3 7		
	計	0 8 1	7 9, 5 0 9, 5 3 8			7 9, 5 0 9, 5 3 8	60	
合 計		0 9 1	2 8 1, 9 7 9, 7 2 0			2 8 1, 9 7 9, 7 2 0	$\frac{0.3}{100}$	8 4 5, 9 3 9

第55表 市街化区域内の農地に関する調 (その1 首都圏の  
既成市街地等の市に所在するもの)

区 分		行番号	地 積 (千m <sup>2</sup> )	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)
市街化区域農地	A 農地	<sup>9</sup> 0,1,0	<sup>12</sup> 70 ㉔	<sup>24</sup> 1,501,749 ㉕	<sup>39</sup> 1,501,749 <sup>53</sup> ㉖
	B 農地	0,2,0	1,852 ㉗	2,457,353 ㉘	2,457,353 ㉙
	C 農地	0,3,0	2,254 ㉚	2,099,673 ㉛	1,598,971 ㉜
	小 計	0,4,0	4,176	4,707,201 ㉝	2,623,518 ㉞
生産緑地地区の 区域内の農地等		0,5,0			
計		0,6,0	4,176 ㉟	4,707,201 ㊱	2,623,518 ㊲

第56表 市街化区域内の農地に関する調 (その2 第55表  
に記載する市以外の市町村に所在するもの)

区 分		行番号	地 積 (千m <sup>2</sup> )	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)
市街化区域農地	A 農地	<sup>9</sup> 0,1,0	<sup>12</sup>	<sup>24</sup>	<sup>39</sup> <sup>53</sup>
	B 農地	0,2,0			
	C 農地	0,3,0			
	小 計	0,4,0		㉕	㉖
生産緑地地区の 区域内の農地等		0,5,0			
計		0,6,0	㉟	㊱	㊲

第57表 課税標準の特例に関する調

区分	行番号	法第702条かっこ書又は法附則第15条の規定による課税標準の特例により減額になる額						
		法第702条かっこ書の規定によるもの						
		第10項(日本放送協会) (千円)	第11項(日本原子力研究所) (千円)	第12項(動力炉・核燃料開発事業団) (千円)	第14項(日本鉄道建設公団) (千円)	第15項(本四連絡橋公団) (千円)	第18項(新東京国際空港公団) (千円)	
土地	9010	12	22	32	42	52	62	71
家屋	020							
計	030							

区分	行番号	法第702条かっこ書又は法附則第15条の規定による課税標準の特例により減額になる額						
		法附則第15条の規定によるもの						
		第19項(外資埠頭公団) (千円)	第2項(農山漁村電気施設) (千円)	第5項(倉庫) (千円)	第6項(フェリー埠頭) (千円)	第11項(職業訓練法人) (千円)	第12項(野菜供給安定基金) (千円)	
土地	9011	12	22	32	42	52	62	
家屋	021							
計	031							

区分	行番号	法第702条かっこ書又は法附則第15条の規定による課税標準の特例により減額になる額					計 (千円)
		旧法の規定によるもの					
		昭和49年附則第14条第2項(発電所) (千円)	昭和51年附則第15条第2項(日本原子力研究所) (千円)	昭和51年附則第15条第2項(動力炉・核燃料開発事業団) (千円)	昭和53年附則第12条第2項(コンテナ埠頭) (千円)		
土地	9012	12	22	32	42	52	61
家屋	022						㊟
計	032						

第58表 宅地等の負担調整に関する調

区 分		行番号	所有者数 (人)	地 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額 (千円)	筆 数		
住 宅 用 地	小規模住宅用地	本則どおりの課税がなされたもの	9 0:1:0	12 307	24 130	39 5,137,747	54 5,137,747	69 457 80	
		上の記号以外	負担調整率1.1が適用されたもの	0:2:0	17,573	4,787	89,813,485	84,237,214	26,081
			” 1.2 ”	0:3:0					
			” 1.3 ”	0:4:0					
			小 計	0:5:0	17,573	4,787	89,813,485	84,237,214	26,081
	計	0:6:0	17,880	4,917	94,951,232	89,374,961	26,538		
	一般住宅用地	本則どおりの課税がなされたもの	0:7:0	68	10	407,034	407,034	87	
		上の記号以外	負担調整率1.1が適用されたもの	0:8:0	6,696	1,106	19,416,405	18,522,589	9,214
			” 1.2 ”	0:9:0					
			” 1.3 ”	1:0:0					
			小 計	1:1:0	6,696	1,106	19,416,405	18,522,589	9,214
	計	1:2:0	6,764	1,116	19,823,439	18,929,623	9,301		
	地 計	本則どおりの課税がなされたもの	1:3:0	375	140	5,544,781	5,544,781	544	
		上の記号以外	負担調整率1.1が適用されたもの	1:4:0	24,269	5,893	109,229,890	102,759,803	35,295
			” 1.2 ”	1:5:0					
” 1.3 ”			1:6:0						
小 計			1:7:0	24,269	5,893	109,229,890	102,759,803	35,295	
計	1:8:0	24,644	6,033 ㊦	114,774,671 ㊧	108,304,584 ㊨	35,839 ㊩			

第58表 宅地等の負担調整に関する調(つづき)

区	分	行番号	所有者数 (人)	地 積 (千m <sup>2</sup> )	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	筆 数		
非 住 宅 用 地	宅 地	本則どおりの課税がなされたもの	1190	152	49	3,350,691	3,350,691	232	
		上 の 記 も 以 の 外	負担調整率1.1が適用されたもの	200	3,011	2,421	52,495,649	49,466,932	5,898
			” 1.2 ”	210					
			” 1.3 ”	220					
			小 計	230	3,011	2,421	52,495,649	49,466,932	5,898
	計	240	3,163	2,470	55,846,340	52,817,623	6,130		
	そ の 他	本則どおりの課税がなされたもの	250	59	47	194,893	194,893	99	
		上 の 記 も 以 の 外	負担調整率1.1が適用されたもの	260	1,400	2,162	15,924,981	14,868,389	5,001
			” 1.2 ”	270	4	4	54,480	49,513	5
			” 1.3 ”	280					
			小 計	290	1,404	2,166	15,979,461	14,917,902	5,006
	計	300	1,463	2,213	16,174,354	15,112,795	5,105		
	地 計	本則どおりの課税がなされたもの	310	211	96	3,545,584	3,545,584	331	
		上 の 記 も 以 の 外	負担調整率1.1が適用されたもの	320	4,411	4,583	68,420,630	64,335,321	10,899
” 1.2 ”			330	4	4	54,480	49,513	5	
” 1.3 ”			340						
小 計			350	4,415	4,587	68,475,110	64,384,834	10,904	
計	360	4,626	4,683	72,020,694	67,930,418	11,235			

第58表 宅地等の負担調整に関する調(つづき)

区 分		行番号	所有者数 (人)	地 積 (千m <sup>2</sup> )	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 数	
合 計	本則どおりの課税がなされたもの	9   12 3   7   0	586	24 236	39 9,090,365	54 9,090,365	69 875 <sup>80</sup>	
	上の 記も	負担調整率1.1が適用されたもの	3   8   0	28,680	10,476	177,650,520	167,095,124	46,194
	以の	" 1.2 "	3   9   0	4	4	54,480	49,513	5
	外	" 1.3 "	4   0   0					
		小 計	4   1   0	28,684	10,480	177,705,000	167,144,637	46,199
	計	4   2   0	29,270	10,716 <sup>㊦</sup>	186,795,365 <sup>㊦</sup>	176,235,002 <sup>㊦</sup>	47,074 <sup>㊦</sup>	

第59表 農地の負担調整に関する調

区 分		行番号	所有者数 (人)	地 積 (千m <sup>2</sup> )	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	筆 数	
		9	12	24	39	54	69	
市街化区域農地	本則どおりの課税がなされたもの	010					80	
	上記以外のもの	負担調整率1.05が適用されたもの	020					
		“ 1.1 “	030					
		“ 1.2 “	040	1,075	2,254	20,996,735	159,897	5,190
		小 計	050	1,075	2,254	20,996,735	159,897	5,190
計	060	1,075	2,254 <sup>㉓</sup>	20,996,735 <sup>㉔</sup>	159,897 <sup>㉕</sup>	5,190		
上記以外の農地	本則どおりの課税がなされたもの	070						
	上記以外のもの	負担調整率1.05が適用されたもの	080					
		“ 1.1 “	090					
		“ 1.2 “	100					
		小 計	110					
計	120							
合 計	本則どおりの課税がなされたもの	130						
	上記以外のもの	負担調整率1.05が適用されたもの	140					
		“ 1.1 “	150					
		“ 1.2 “	160	1,075	2,254	20,996,735	159,897	5,190
		小 計	170	1,075	2,254	20,996,735	159,897	5,190
計	180	1,075	2,254 <sup>㉖</sup>	20,996,735 <sup>㉗</sup>	159,897 <sup>㉘</sup>	5,190		

第60表 昭和55年度に新たに法定免税点以上  
になる見込みの土地に関する調

区 分	行番号	地 積 (m <sup>2</sup> )	昭和55年度 分課税標準額 (千円) A	左に係る昭和 54年度分課 税標準額(千円)B	納税義務者数(人) C	1人当たり課税標準額	
						A C (円)	B C (円)
法定免税点以上になる見込みの土地	9 010	12 13,525	24 7,331	37 6,744	50 20	57 366,550	337,200

第61表 昭和56年度においても本則課税とならない土地に関する調

区		分	行番号	所有者数 (人)	地積 (千m <sup>2</sup> )	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	筆数
宅 地 等	住宅用地	小規模住宅用地	9 0:1:0	12	24	39	54	69 80
		一般住宅用地	0:2:0					
		計	0:3:0					
	非住宅用地	宅地	0:4:0					
		その他	0:5:0					
		計	0:6:0					
	合計	宅地	0:7:0					
		その他	0:8:0					
		計	0:9:0					
農 地	市区街農 化地	田	1:0:0	643	1,456	13,441,381	122,352	3,784
		畑	1:1:0	432	798	7,555,354	37,545	1,406
		計	1:2:0	1,075	2,254	20,996,735	159,897	5,190
	上記以外 の地	田	1:3:0					
		畑	1:4:0					
		計	1:5:0					
	合計	田	1:6:0	643	1,456	13,441,381	122,352	3,784
		畑	1:7:0	432	798	7,555,354	37,545	1,406
		計	1:8:0	1,075	2,254	20,996,735	159,897	5,190

# Ⅳ 償却資産に関する調

第69表 納税義務者数に関する調

個人、法人の別	区分	行番号	総	数	法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの	
					(イ)	(ロ)	(イ)-(ロ)	(イ)
個人	人	0110	12	255	21	101	30	154
			39	585	48	126	57	459
法人	人							65
合計		0310	12	840	21	227	30	613

第70表 償却資産の価格等に関する調（市町村計）

種類	行番号	決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳		
				法第349条の3又は法附則第15条等の規定の適用を受けるもの(イ)	(イ)以外のもの(ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	建築物	010	3,576,178	3,566,943	6,508	3,560,435
	機械及び装置	020	2,378,566	2,369,927	13,855	2,355,942
	船舶	030				
	航空機	040				
	車両及び運搬具	050	919,861	919,861		919,861
	工具、器具及び備品	060	7,834,158	7,833,734	848	7,832,886
	調整額	070				
	小計	080	3,611,586	3,601,981	14,721	3,587,260
法第九百八十条関係	自治大臣が価格等を決定し、配分したもの	090	1,032,941	7,768,290		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	100				
	小計	110	1,032,941	7,768,290		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの	120					
合計	130	4,644,528	4,378,810			
同内	市町村分の額	140				
	道府県分の額	150				

第71表 償却資産の価格等に関する調（個人分）

種 類	行番号	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	課 税 標 準 額 の 内 訳	
				法第349条の3又は法附則第15条等の規定の適用を受けるもの <sup>(イ)</sup> (千円)	(イ)以外のもの <sup>(ロ)</sup> (千円)
市町村長が価格等を決定したものの	構 築 物	010 <sup>12</sup>	148,306 <sup>25</sup>	148,306 <sup>58</sup>	148,306 <sup>51</sup>
	機 械 及 び 装 置	020	164,201	164,201	164,201
	船 舶	030			
	航 空 機	040			
	車 両 及 び 運 搬 具	050	14,171	14,171	14,171
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	060	152,815	152,815	152,815
	調 整 額	070			
	小 計 <sup>(イ)</sup>	080	479,493	479,493	479,493
法第九百八十一条関係	自治大臣が価格等を決定し、配分したもの	090			
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	100			
	小 計 <sup>(ロ)</sup>	110			
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの <sup>(ハ)</sup>	120				
合 計 <sup>(イ)+(ロ)+(ハ)</sup>	130	479,493	479,493		
同内	市 町 村 分 の 額	140			
	上 記 道 府 県 分 の 額	150			

第72表 償却資産の価格等に関する調(法人分)

種 類	行番号	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	課 税 標 準 額 の 内 訳		
				法第349条の3又は法附則第15条等の規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のも の (千円) <sup>65</sup>	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	010 <sup>9</sup> 12	3,427,872 <sup>25</sup>	3,418,637 <sup>58</sup>	6,508 <sup>51</sup>	3,412,129 <sup>65</sup>
	機 械 及 び 装 置	020	2,362,146	2,353,507	1,398	2,339,522
	船	030				
	航 空 機	040				
	車 両 及 び 運 搬 具	050	905,690	905,690		905,690
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	060	7,681,343	7,680,919	848	7,680,071
	調 整 額	070				
小 計 (イ)	080	3,563,637	3,554,032	1,472	3,539,311	
法第3百八十一 九条関係	自治大臣が価格等を決定し、配分したもの	090	1,032,945	7,768,290		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	100				
小 計 (ロ)	110	1,032,945	7,768,290			
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ハ)	120					
合 計 (イ)+(ロ)+(ハ)	130	4,596,578	4,330,861			
同内	市町村分の額	140				
上訳	道府県分の額	150				

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を受けるものに関する調（市町村計）

区分	行番号	決定価格 (A) 千円	課税標準の特例率			課税標準額 (A) × $\frac{(B)}{(C)}$ (千円) (D)
			(B)	(C)	(D)	
第1項(変,送電用資産)	12	40,474	25 <sub>1</sub>	27 <sub>3</sub>	29	13,491
	42	194,712	55 <sub>2</sub>	57 <sub>3</sub>	59	129,808 <sup>71</sup>
第2項 (鉄道用資産)	12		25 <sub>1</sub>	27 <sub>3</sub>	29	
	42		55 <sub>2</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71
第2項 (新線立体交差化施設)	12		25 <sub>1</sub>	27 <sub>6</sub>	29	
	42		55 <sub>1</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71
第3項(ガス事業用資産)	12		25 <sub>1</sub>	27 <sub>3</sub>	29	
	42		55 <sub>2</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71
第4項(無公害化生産設備)	12		25 <sub>3</sub>	27 <sub>5</sub>	29	
	42		55 <sub>1</sub>	57 <sub>2</sub>	59	71
第5項(中小企業等共同利用設備)	12		25 <sub>2</sub>	27 <sub>3</sub>	29	
	42		55 <sub>1</sub>	57 <sub>6</sub>	59	71
第6項(鉱工業技術研究組合法適用資産)	12		25 <sub>2</sub>	27 <sub>3</sub>	29	
	42		55 <sub>1</sub>	57 <sub>6</sub>	59	71
第7項 (外航船舶)	12		25 <sub>1</sub>	27 <sub>12</sub>	29	
	42		55 <sub>1</sub>	57 <sub>2</sub>	59	71
第7項 (内航船舶)	12		25 <sub>1</sub>	27 <sub>3</sub>	29	
	42		55 <sub>1</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71
第8項(国際路線用航空機)	12		25 <sub>1</sub>	27 <sub>3</sub>	29	
	42		55 <sub>1</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71
第9項(離島路線用航空機)	12		25 <sub>2</sub>	27 <sub>3</sub>	29	
	42		55 <sub>1</sub>	57 <sub>2</sub>	59	71
第10項(日本放送協会)	12	7,318	25 <sub>1</sub>	27 <sub>3</sub>	29	
	42		55 <sub>1</sub>	57 <sub>2</sub>	59	3,659 <sup>71</sup>
第11項(日本原子力研究所)	12		25 <sub>1</sub>	27 <sub>3</sub>	29	
	42		55 <sub>2</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71
第12項(動力炉・核燃料開発事業団)	12		25 <sub>1</sub>	27 <sub>3</sub>	29	
	42		55 <sub>2</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71
第13項(新造車両)	12		25 <sub>1</sub>	27 <sub>2</sub>	29	
	42		55 <sub>1</sub>	57 <sub>2</sub>	59	71
第15項(本四連絡橋公団)	12		25 <sub>1</sub>	27 <sub>3</sub>	29	
	42		55 <sub>1</sub>	57 <sub>2</sub>	59	71

区分	行番号	決定価格 (A) 千円	課税標準の特例率			課税標準額 (A) × $\frac{(B)}{(C)}$ (千円) (D)
			(B)	(C)	(D)	
第16項(自動車道構築物)	12		25 <sub>1</sub>	27 <sub>3</sub>	29	
	42		55 <sub>2</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71
第17項(河川事業等に係る鉄道用資産)	12		25 <sub>1</sub>	27 <sub>3</sub>	29	
	42		55 <sub>2</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71
第18項(新東京国際空港公団)	12		25 <sub>1</sub>	27 <sub>2</sub>	29	
	42		55 <sub>1</sub>	57 <sub>2</sub>	59	71
第19項(外貿埠頭公団)	12		25 <sub>1</sub>	27 <sub>3</sub>	29	
	42		55 <sub>2</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71
第20項(宇宙開発事業団)	12		25 <sub>1</sub>	27 <sub>3</sub>	29	
	42		55 <sub>2</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71
第21項(海洋科学技術センター)	12		25 <sub>1</sub>	27 <sub>3</sub>	29	
	42		55 <sub>2</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71
第22項(熱供給事業用資産)	12		25 <sub>1</sub>	27 <sub>3</sub>	29	
	42		55 <sub>2</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71
第23項(石油開発公団)	12		25 <sub>1</sub>	27 <sub>3</sub>	29	
	42		55 <sub>2</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71
第24項(水資源開発公団)	12		25 <sub>1</sub>	27 <sub>2</sub>	29	
	42		55 <sub>3</sub>	57 <sub>4</sub>	59	71
旧第1項(発電用償却資産)	12		25 <sub>5</sub>	27 <sub>6</sub>	29	
	42		55 <sub>2</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71
旧第4項(重要産業用合理化機械)	12		25 <sub>3</sub>	27 <sub>5</sub>	29	
	42		55 <sub>2</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71
旧第5項(民生関連機械設備)	12		25 <sub>3</sub>	27 <sub>5</sub>	29	
	42		55 <sub>2</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71
旧第8項(国内路線用航空機)	12		25 <sub>2</sub>	27 <sub>3</sub>	29	
	42		55 <sub>5</sub>	57 <sub>6</sub>	59	71
旧第10項(1)(日本原子力研究所発電用資産)	12		25 <sub>2</sub>	27 <sub>3</sub>	29	
	42		55 <sub>5</sub>	57 <sub>6</sub>	59	71
旧第10項(2)(国内路線用航空機)	12		25 <sub>3</sub>	27 <sub>4</sub>	29	
	42		55 <sub>3</sub>	57 <sub>5</sub>	59	71
旧第10項(3)(国内路線用航空機)	12		25 <sub>3</sub>	27 <sub>4</sub>	29	
	42		55 <sub>3</sub>	57 <sub>5</sub>	59	71

第73表 市町村長が価格等を決定したものうち法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を受けるものに関する調(市町村計)

区 分	行番号	決定価格 (A)千円	課税標準の特例率			課税標準額 (A)× $\frac{(B)}{(C)}$ (千円)			
			(B)	(C)	(A)× $\frac{(B)}{(C)}$	(D)			
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第10項(8) (国内路線用航空機)	4:9:0	12	25	4	27	5	29	
		/	42	55	1	57	3	59	71
	/	5:1:0	12	25	2	27	3	29	
			42	55	2	57	3	59	71
	旧第12項 (動力炉・核燃料開発事業閉発電用資産)	/	12	25	5	27	6	29	
		5:3:0	12	25	5	27	6	29	
旧第13項 (立体交差化施設)	/	42	55	-	57	-	59	71	
旧第19項 (鉄軌道法における地下道又は跨線道路橋)	/	12	25	1	27	2	29		
旧第26項 (水資源開発公団)	/	42	55	1	57	2	59	71	
	5:7:0	12	25	3	27	4	29		
法 附 則 第 十 五 条	第1項 (日本自動車ターミナル機)	/	42	55	1	57	2	59	71
		5:9:0	12	25	1	27	3	29	
	第2項 (農山漁村電気施設)	/	42	55	2	57	3	59	71
		6:1:0	12	25	2	27	3	29	
	第3項 (外国貿易用コンテナ)	/	42	55	2	57	3	59	71
		6:3:0	12	25	1	27	2	29	
	第4項 (原簿備蓄設備)	/	42	55	2	57	3	59	71
		6:5:0	12	25	-	27	2	29	
	第5項 (営業用倉庫の機械等)	/	42	55	1	57	2	29	71
		6:7:0	12	25	1	27	3	29	
	第6項 (ファミリー埠頭)	/	42	55	2	57	3	59	71
		6:9:0	12	25	1	27	2	29	
第7項 (繊維試験研究用機械)	/	42	55	1	57	2	59	71	
	6:9:0	12	25	1	27	2	29		
第8項 (工業用水道等転換施設)	/	42	55	1	57	6	59	71	
	6:7:0	12	25	1	27	3	29		
第9項 (騒音防止施設等)	/	42	55	2	57	3	59	71	
	6:9:0	12	25	1	27	2	29		
第10項 (心身障害者雇用施設)	/	42	55	2	57	3	59	71	
	6:9:0	12	25	1	27	2	29		
第11項 (職業訓練施設)	/	42	55	1	57	2	59	71	
	6:9:0	12	25	1	27	2	29		
第12項 (野菜供給安定基金機械設備)	/	42	55	1	57	2	59	71	
	6:9:0	12	25	1	27	2	29		

区 分	行番号	決定価格 (A)千円	課税標準の特例率			課税標準額 (A)× $\frac{(B)}{(C)}$ (千円)				
			(B)	(C)	(A)× $\frac{(B)}{(C)}$	(D)				
法 附 則 第 十 五 条	第13項 (消火用屋外給水施設等)	7:1:0	12	25	1	27	3	29		
		/	42	55	2	57	3	59	71	
	第14項 (国内路線用航空機)	/	12	25	5	27	6	29		
		7:3:0	12	25	5	27	6	29		
	第15項 (路外駐車場)	/	42	55	2	57	3	59	71	
		7:5:0	12	25	5	27	6	29		
	第16項 (省エネルギー設備)	/	42	55	2	57	3	59	71	
		7:7:0	12	25	1	27	2	29		
	第17項 (鉄軌道用構築物)	/	42	55	4	57	5	59	71	
		7:9:0	12	25	7	27	12	29		
	第18項 (救急医療機器)	/	42	55	2	57	3	59	71	
		8:1:0	12	25	1	27	3	29		
	旧第2項(1) (自動列車停止装置)	/	42	55	2	57	3	59	71	
		8:1:0	12	25	1	27	3	29		
	旧第2項(2) (自動列車停止装置)	/	42	55	1	57	2	59	71	
		8:1:0	12	25	1	27	3	29		
	旧第2項(3) (水素化脱硫装置)	/	42	55	1	57	2	59	71	
		8:1:0	12	25	1	27	3	29		
旧第5項 (地中電線路)	/	42	55	1	57	2	59	71		
	8:3:0	12	25	1	27	3	29			
旧第7項(1) (特定航空機)	/	42	55	5	57	6	59	71		
	8:5:0	12	25	1	27	2	29			
旧第7項(2) (電子計算機)	/	42	55	1	57	2	59	71		
	8:5:0	12	25	1	27	2	29			
旧第9項 (コンテナ埠頭)	/	42	55	1	57	6	59	71		
	8:7:0	12	759	25	1	27	3	29	253	
昭和54年改正法附則第7条第5項 (オイルフェンス)	8:7:0	12	759	25	1	27	3	29	253	
合 計	/	42	243,263	55	-	57	-	59	147,211	71

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を受けるものに関する調（個人分）

区分	行番号	決定価格 (A)千円	課税標準の特例率		課税標準額 (A)× (B) (C) (千円) (D)
			(B)	(C)	
第1項 (変, 送電用資産)	0:1:0	12	25 1	27 3	29
	/	42	55 2	57 3	59
第2項 (鉄軌道用資産)  (新緑立体交差化施設)	0:3:0	12	25 1	27 3	29
	/	42	55 2	57 3	59
	0:5:0	12	25 1	27 6	29
	/	42	55 1	57 3	59
第3項 (ガス事業用資産)	0:7:0	12	25 1	27 3	29
	/	42	55 2	57 3	59
第4項 (無公害化生産設備)	0:9:0	12	25 3	27 5	29
第5項 (中小企業等共同利用設備)	/	42	55 1	57 2	59
第6項 (鉱工業技術研究組合法適用資産)	1:1:0	12	25 2	27 3	29
第7項 (外航船舶)  (内航船舶)	/	42	55 1	57 6	59
	1:3:0	12	25 1	27 12	29
第8項 (国際路線用航空機)	/	42	55 1	57 3	59
	1:5:0	12	25 1	27 3	29
第9項 (離島路線用航空機)	/	42	55 1	57 3	59
	1:7:0	12	25 2	27 3	29
第10項 (日本放送協会)	/	42	55 1	57 2	59
第11項 (日本原子力研究所)	1:9:0	12	25 1	27 3	29
	/	42	55 2	57 3	59
第12項 (動力炉・核燃料開発事業団)	2:1:0	12	25 1	27 3	29
	/	42	55 2	57 3	59
第13項 (新造車両)	2:3:0	12	25 1	27 2	29
第15項 (本四連絡橋公団)	/	42	55 1	57 2	59

区分	行番号	決定価格 (A)千円	課税標準の特例率		課税標準額 (A)× (B) (C) (千円) (D)
			(B)	(C)	
第16項 (自動車道構築物)	2:5:0	12	25 1	27 3	29
	/	42	55 2	57 3	59
第17項 (河川事業等に係る鉄軌道用資産)	2:7:0	12	25 1	27 3	29
	/	42	55 2	57 3	59
第18項 (新東京国際空港公団)	2:9:0	12	25 1	27 2	29
第19項 (外貿埠頭公団)	/	42	55 1	57 2	59
第20項 (宇宙開発事業団)	3:1:0	12	25 1	27 3	29
	/	42	55 2	57 3	59
第21項 (海洋科学技術センター)	3:3:0	12	25 1	27 3	29
	/	42	55 2	57 3	59
第22項 (熱供給事業用資産)	3:5:0	12	25 1	27 3	29
	/	42	55 2	57 3	59
第23項 (石油開発公団)	3:7:0	12	25 1	27 3	29
	/	42	55 2	57 3	59
第24項 (水資源開発公団)	3:9:0	12	25 1	27 2	29
	/	42	55 3	57 4	59
旧第1項 (発電用償却資産)	4:1:0	12	25 5	27 6	29
旧第4項 (重要産業用合理化機械)	/	42	55 2	57 3	59
旧第5項 (民生関連機械設備)	4:3:0	12	25 3	27 5	29
旧第8項 (国内路線用航空機)	/	42	55 2	57 3	59
旧第10項(1) (日本原子力研究所 発電用資産)	4:5:0	12	25 2	27 3	29
	/	42	55 5	57 6	59
旧第10項(2) (国内路線用航空機)	4:7:0	12	25 3	27 4	29
旧第10項(3) (国内路線用航空機)	/	42	55 3	57 5	59

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を受けるものに関する調(個人分)

区分	行番号	決定価格 (A)千円	課税標準の特例率			課税標準額 (A)×(B)/(C) (千円)	
			(B)	(C)	(D)		
法第百四十九条の三	旧第10項(8) (国内路線用航空機)	4:9:0	12	25 4	27 5	29	
		/	42	55 1	57 3	59	71
	旧第12項 (動力・核燃料開発事業団発電用資産)	5:1:0	12	25 2	27 3	29	
		/	42	55 2	57 3	59	71
	旧第13項 (立体交差化施設)	5:3:0	12	25 5	27 6	29	
	/	42	55 -	57 -	59	71	
旧第19項 (鉄軌道法における地下道又は跨線道路橋)	5:5:0	12	25 1	27 2	29		
/	42	55 1	57 2	59	71		
旧第26項 (水資源開発公団)	5:7:0	12	25 3	27 4	29		
/	42	55 1	57 2	59	71		
法附則第十五条	第1項 (日本自動車ターミナル機)	/	42	55 1	57 2	59	71
	第2項 (農山漁村電気施設)	5:9:0	12	25 1	27 3	29	
		/	42	55 2	57 3	59	71
	第3項 (外国貿易用コンテナ)	6:1:0	12	25 2	27 3	29	
	第4項 (原油備蓄設備)	/	42	55 2	57 3	59	71
	第5項 (営業用倉庫の機械等)	6:3:0	12	25 1	27 2	29	
	第6項 (フェリー埠頭)	/	42	55 2	57 3	59	71
	第7項 (繊維試験研究用機械)	6:5:0	12	25 1	27 2	29	
	第8項 (工業用水道等転換施設)	/	42	55 1	57 6	59	71
	第9項 (騒音防止施設等)	6:7:0	12	25 1	27 3	29	
	第10項 (心身障害者雇用施設)	/	42	55 2	57 3	59	71
	第11項 (職業訓練施設)	6:9:0	12	25 1	27 2	29	
第12項 (野菜供給安定基金機械)設備	/	42	55 1	57 2	59	71	

区分	行番号	決定価格 (A)千円	課税標準の特例率			課税標準額 (A)×(B)/(C) (千円)	
			(B)	(C)	(D)		
法附則第十五条 その他	第13項 (消火用屋外給水施設等)	7:1:0	12	25 1	27 3	29	
		/	42	55 2	57 3	59	71
	第14項 (国内路線用航空機)	7:3:0	12	25 5	27 6	29	
		/	42	55 2	57 3	59	71
	第15項 (路外駐車場)	7:5:0	12	25 5	27 6	29	
		/	42	55 2	57 3	59	71
	第16項 (省エネルギー設備)	/	42	55 2	57 3	59	71
	第17項 (鉄軌道用構築物)	7:7:0	12	25 1	27 2	29	
	第18項 (救急医療機器)	/	42	55 4	57 5	59	71
	旧第2項(1) (自動列車停止装置)	7:9:0	12	25 7	27 12	29	
	旧第2項(2) (自動列車停止装置)	/	42	55 2	57 3	59	71
	旧第2項(3) (水素化脱硫装置)	8:1:0	12	25 1	27 3	29	
	旧第5項 (地中電線路)	/	42	55 1	57 2	59	71
	旧第7項(1) (特定航空機)	8:3:0	12	25 1	27 3	29	
	旧第7項(2) (電子計算機)	/	42	55 5	57 6	59	71
	旧第9項 (コンテナ埠頭)	8:5:0	12	25 1	27 2	29	
	昭和54年改正法附則第7条第5項 (オイルフェンス)	/	42	55 1	57 6	59	71
	8:7:0	12	25 1	27 3	29		
	合計	/	42	55 -	57 -	59	71

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を受けるものに関する調（法人分）

区分	行番号	決定価格 (A)千円	課税標準の特例率			課税標準額 (A)× $\frac{(B)}{(C)}$ (千円) (D)	
			(B)	(C)	(D)		
第1項 (変,送電用資産)	0:1:0	12 40,474	25 <sub>1</sub>	27 <sub>3</sub>	29	13,491	
	/	42 194,712	55 <sub>2</sub>	57 <sub>3</sub>	59	129,808 71	
第2項 (鉄軌道用資産)	0:3:0	12	25 <sub>1</sub>	27 <sub>3</sub>	29		
	/	42	55 <sub>2</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71	
第2項 (新線立体交差化施設)	0:5:0	12	25 <sub>1</sub>	27 <sub>6</sub>	29		
	/	42	55 <sub>1</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71	
第3項 (ガス事業用資産)	0:7:0	12	25 <sub>1</sub>	27 <sub>3</sub>	29		
	/	42	55 <sub>2</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71	
第4項 (無公害化生産設備)	0:9:0	12	25 <sub>3</sub>	27 <sub>5</sub>	29		
	/	42	55 <sub>1</sub>	57 <sub>2</sub>	59	71	
第5項 (中小企業等共同利用設備)	/	42	55 <sub>1</sub>	57 <sub>2</sub>	59	71	
	1:1:0	12	25 <sub>2</sub>	27 <sub>3</sub>	29		
第6項 (鉱工業技術研究組合法適用資産)	/	42	55 <sub>1</sub>	57 <sub>6</sub>	59	71	
	1:3:0	12	25 <sub>1</sub>	27 <sub>12</sub>	29		
第7項 (外航船舶)	/	42	55 <sub>1</sub>	57 <sub>2</sub>	59	71	
	1:3:0	12	25 <sub>1</sub>	27 <sub>12</sub>	29		
第7項 (内航船舶)	/	42	55 <sub>1</sub>	57 <sub>2</sub>	59	71	
	1:5:0	12	25 <sub>1</sub>	27 <sub>3</sub>	29		
第8項 (国際路線用航空機)	/	42	55 <sub>1</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71	
	1:7:0	12	25 <sub>2</sub>	27 <sub>3</sub>	29		
第9項 (離島路線用航空機)	/	42	55 <sub>1</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71	
	1:7:0	12	25 <sub>2</sub>	27 <sub>3</sub>	29		
第10項 (日本放送協会)	/	42	55 <sub>1</sub>	57 <sub>2</sub>	59	3,659 71	
	1:9:0	12	25 <sub>1</sub>	27 <sub>3</sub>	29		
第11項 (日本原子力研究所)	/	42	55 <sub>2</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71	
	2:1:0	12	25 <sub>1</sub>	27 <sub>5</sub>	29		
第12項 (動力炉・核燃料開発事業団)	/	42	55 <sub>2</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71	
	2:3:0	12	25 <sub>1</sub>	27 <sub>2</sub>	29		
第13項 (新造車両)	/	42	55 <sub>1</sub>	57 <sub>2</sub>	59	71	
	2:3:0	12	25 <sub>1</sub>	27 <sub>2</sub>	29		
第15項 (本四連絡橋公社)	/	42	55 <sub>1</sub>	57 <sub>2</sub>	59	71	
	2:3:0	12	25 <sub>1</sub>	27 <sub>2</sub>	29		

区分	行番号	決定価格 (A)千円	課税標準の特例率			課税標準額 (A)× $\frac{(B)}{(C)}$ (千円) (D)	
			(B)	(C)	(D)		
第16項 (自動車道構築物)	2:5:0	12	25 <sub>1</sub>	27 <sub>3</sub>	29		
	/	42	55 <sub>2</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71	
第17項 (河川事業等に係る鉄軌道用資産)	2:7:0	12	25 <sub>1</sub>	27 <sub>3</sub>	29		
	/	42	55 <sub>2</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71	
第18項 (新東京国際空港公社)	2:9:0	12	25 <sub>1</sub>	27 <sub>2</sub>	29		
	/	42	55 <sub>1</sub>	57 <sub>2</sub>	59	71	
第19項 (外資埠頭公社)	2:9:0	12	25 <sub>1</sub>	27 <sub>2</sub>	29		
	/	42	55 <sub>1</sub>	57 <sub>2</sub>	59	71	
第20項 (宇宙開発事業団)	3:1:0	12	25 <sub>1</sub>	27 <sub>3</sub>	29		
	/	42	55 <sub>2</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71	
第21項 (海洋科学技術センター)	3:3:0	12	25 <sub>1</sub>	27 <sub>3</sub>	29		
	/	42	55 <sub>2</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71	
第22項 (熱供給事業用資産)	3:5:0	12	25 <sub>1</sub>	27 <sub>3</sub>	29		
	/	42	55 <sub>2</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71	
第23項 (石油開発公社)	3:7:0	12	25 <sub>1</sub>	27 <sub>3</sub>	29		
	/	42	55 <sub>2</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71	
第24項 (水資源開発公社)	3:9:0	12	25 <sub>1</sub>	27 <sub>2</sub>	29		
	/	42	55 <sub>3</sub>	57 <sub>4</sub>	59	71	
旧第1項 (発電用債却資産)	4:1:0	12	25 <sub>5</sub>	27 <sub>6</sub>	29		
	/	42	55 <sub>2</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71	
旧第4項 (重要産業用合理化機械)	/	42	55 <sub>2</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71	
	4:3:0	12	25 <sub>3</sub>	27 <sub>5</sub>	29		
旧第5項 (民生関連機械設備)	/	42	55 <sub>2</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71	
	4:3:0	12	25 <sub>3</sub>	27 <sub>5</sub>	29		
旧第8項 (国内路線用航空機)	/	42	55 <sub>2</sub>	57 <sub>3</sub>	59	71	
	4:5:0	12	25 <sub>2</sub>	27 <sub>3</sub>	29		
旧第10項(1) (日本原子力研究所発電用資産)	/	42	55 <sub>5</sub>	57 <sub>6</sub>	59	71	
	4:7:0	12	25 <sub>3</sub>	27 <sub>4</sub>	29		
旧第10項(2) (国内路線用航空機)	/	42	55 <sub>3</sub>	57 <sub>4</sub>	59	71	
	4:7:0	12	25 <sub>3</sub>	27 <sub>4</sub>	29		
旧第10項(8) (国内路線用航空機)	/	42	55 <sub>3</sub>	57 <sub>5</sub>	59	71	
	4:7:0	12	25 <sub>3</sub>	27 <sub>4</sub>	29		

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を受けるものに関する調(法人分)

区分	行番号	決定価格 (A)千円	課税標準の特例率			課税標準額 (A)×(B) (千円) (C) (D)	
			(B)	(C)	(A)×(B) (C)	(D)	
旧第10項(8)	(国内路線用航空機)	4:9:0	12	25 4	27 5	29	
	(離島路線用航空機)	/	42	55 1	57 3	59	71
旧第12項 (動力炉・核燃料開発事業団発電用資産)		5:1:0	12	25 2	27 3	29	
		/	42	55 2	57 3	59	71
旧第13項 (立体交差化施設)		5:3:0	12	25 5	27 6	29	
	/	42	55 -	57 -	59	71	
旧第19項 (鉄道法における地下道又は跨線道路橋)		5:5:0	12	25 1	27 2	29	
	/	42	55 1	57 2	59	71	
旧第26項 (水資源開発公団)		5:7:0	12	25 3	27 4	29	
	/	42	55 1	57 2	59	71	
第1項 (日本自動車ターミナル機)		/	42	55 1	57 2	59	71
第2項 (農山漁村電気施設)		5:9:0	12	25 1	27 3	29	
	/	42	55 2	57 3	59	71	
第3項 (外国貿易用コンテナ)		6:1:0	12	25 2	27 3	29	
	/	42	55 2	57 3	59	71	
第4項 (原油備蓄設備)		/	42	55 2	57 3	59	71
第5項 (営業用倉庫の機械等)		6:3:0	12	25 1	27 2	29	
	/	42	55 2	57 3	59	71	
第6項 (フェリー埠頭)		/	42	55 2	57 3	59	71
第7項 (繊維試験研究用機械)		6:5:0	12	25 1	27 2	29	
	/	42	55 1	57 6	59	71	
第8項 (工業用水道等転換施設)		/	42	55 1	57 6	59	71
第9項 (騒音防止施設等)		6:7:0	12	25 1	27 3	29	
	/	42	55 2	57 3	59	71	
第10項 (心身障害者雇用施設)		/	42	55 2	57 3	59	71
第11項 (職業訓練施設)		6:9:0	12	25 1	27 2	29	
	/	42	55 1	57 2	59	71	
第12項 (野菜供給安定基金機械設備)		/	42	55 1	57 2	59	71

区分	行番号	決定価格 (A)千円	課税標準の特例率			課税標準額 (A)×(B) (千円) (C) (D)	
			(B)	(C)	(A)×(B) (C)	(D)	
第13項 (消火用屋外給水施設等)		7:1:0	12	25 1	27 3	29	
		/	42	55 2	57 3	59	71
第14項 (国内路線用航空機)		7:3:0	12	25 5	27 6	29	
		/	42	55 2	57 3	59	71
第15項 (路外駐車場)		7:5:0	12	25 5	27 6	29	
	/	42	55 2	57 3	59	71	
第16項 (省エネルギー設備)		/	42	55 2	57 3	59	71
第17項 (鉄軌道用構築物)		7:7:0	12	25 1	27 2	29	
	/	42	55 4	57 5	59	71	
第18項 (救急医療機器)		/	42	55 4	57 5	59	71
旧第2項(1) (自動列車停止装置)		7:9:0	12	25 7	27 12	29	
	/	42	55 2	57 3	59	71	
旧第2項(3) (水素化脱硫装置)		8:1:0	12	25 1	27 3	29	
	/	42	55 1	57 2	59	71	
旧第5項 (地中電線路)		/	42	55 1	57 2	59	71
旧第7項(1) (特定航空機)		8:3:0	12	25 1	27 3	29	
	/	42	55 5	57 6	59	71	
旧第7項(2) (電子計算機)		/	42	55 5	57 6	59	71
旧第9項 (コンテナ埠頭)		8:5:0	12	25 1	27 2	29	
	/	42	55 1	57 2	59	71	
昭和54年改正法附則第7条第5項 (オイルフェンス)		7:5:0	12	25 1	27 3	29	253
	/	42	55 -	57 -	59	71	
合計		243,263		55 -	57 -	59	147,211

第 76 表 昭和54年度 償却資産の段階別納税義務者数等に関する調 (市町村計)

(概要調査補足調査)

区 分		行番号	納 税 義 務 者 数 (人)	課 税 標 準 額 (千円)
100万円未満のもの		9010	12 227	21 118,366
100万円以上110万円未満のもの		/	34 17	45 17,883
110万円以上120万円未満のもの			56 18	65 20,670 77
120万円以上130万円未満のもの		040	12 22	21 27,217
130万円以上140万円未満のもの		/	34 19	45 25,668
140万円以上150万円未満のもの			56 15	65 21,862 77
150万円以上160万円未満のもの		070	12 10	21 15,564
160万円以上170万円未満のもの		/	34 10	45 16,504
170万円以上180万円未満のもの			56 14	65 24,232 77
180万円以上190万円未満のもの		100	12 10	21 18,523
190万円以上200万円未満のもの		/	34 13	45 25,403
200万円以上300万円未満のもの			56 93	65 229,950 77
300万円以上3,000万円未満のもの		130	12 299	21 2,444,817
3,000万円以上1億円未満のもの		/	34 44	45 2,223,631
1億円以上のもの			56 29	65 38,676,180 77
計		160	12 840	21 43,906,470
計の内訳	法第389条関係	/	34 4	45 7,768,290
	大臣配分		56	65 77
	法第743条関係	190	12	21 33

昭和54年度市町村交付金の交付額等に関する調

区分	行番号	国 有 産				算定標準額 (千円) (B)	交 付 金 額 (A) × $\frac{1.4}{100}$ (千円) (C)	
		台 帳 価 格 (通知価格)						
		土 地 (千円)	家 屋 (千円)	債 権 費 産 (千円)	計 (千円)			
貸付資産	住居に係るもの 2/10の適用があるもの	0:1:0 <sup>12</sup>	22	31	40	50	40	71
	住宅に係るもの 2.5/10の適用があるもの	0:2:0	8,206.3		8,206.3	20,515		28,721.0
	住宅に係るもの 4/10の適用があるもの	0:3:0	5,176.4	1,012.79	1,154	15,419.7	6,167.5	86,344.4
	住宅以外のもの	0:4:0	69		69	69	69	966
	計	0:5:0	13,389.6	1,012.79	1,154	23,632.9	8,225.9	1,151,620
空海の用に供する固定資産	住居に係るもの 2/10の適用があるもの	0:6:0						
	住宅に係るもの 2.5/10の適用があるもの	0:7:0						
	住宅に係るもの 4/10の適用があるもの	0:8:0						
	住宅以外のもの	0:9:0						
	計	1:0:0						
国有林野に係る土地	1:1:0							
発電所・変電所の用に供する固定資産 又は送電施設の用に供する固定資産	地方公共団体の事業に係るもの 2/6の適用があるもの	1:2:0						
	地方公共団体の事業に係るもの 5/12の適用があるもの	1:3:0						
	地方公共団体の事業に係るもの 3/10の適用があるもの	1:4:0						
	特定多目的事業に係るもの 2/6の適用があるもの	1:5:0						
	特定多目的事業に係るもの 5/12の適用があるもの	1:6:0						
	特定多目的事業に係るもの 3/10の適用があるもの	1:7:0						
	特定多目的事業に係るもの 2/5の適用があるもの	1:8:0						
	特定多目的事業に係るもの 5/6の適用があるもの	1:9:0						
	特別率の適用がないもの	2:0:0						
	発電所又は送電施設 の用に供する固定資産	2:1:0						
計	2:2:0							
水道施設等の用に供する固定資産	ダム以外のものの用に供する土地	2:3:0						
	ダムに係るもの 2.5/10の適用があるもの	2:4:0						
	ダムに係るもの 3/10の適用があるもの	2:5:0						
	ダムに係るもの 特別率の適用がないもの	2:6:0						
	特定多目的事業に係るもの 2.5/10の適用があるもの	2:7:0						
	特定多目的事業に係るもの 5/10の適用があるもの	2:8:0						
	特定多目的事業に係るもの 特別率の適用がないもの	2:9:0						
	計	3:0:0						
合 計	3:1:0	13,389.6	1,012.79	1,154	23,632.9	8,225.9	1,151,620	

昭和54年度市町村交付金の交付額等に関する調(つづき)

区分	行番号	公 有 資 産				行番号	交付金額計 (円+円) (円)	前年度の交付金額 (円)	増 減 額 (円-円)		
		台 帳 価 格 (通知価格)								算定標準額 (円)	交付金額 (円 × $\frac{14}{100}$ )
		土 地 (千円)	家 屋 (千円)	償 却 資 産 (千円)	計 (千円)						
貸付資産	住居に係るもの 3/10の適用があるもの	0111 <sup>12</sup>	1,786,138	1,175,694	296,1832 <sup>41</sup>	592,366 <sup>51</sup>	829,3124 <sup>61</sup>	812,6420 <sup>25</sup>	166,704 <sup>34</sup> 円		
	2.5/10の適用があるもの	0211	3,073,415		3,073,415	768,354	10,756,956	1025,3080	79,1086		
	1/10の適用があるもの	0311	23,040	2,014,573	2,037,613	815,045	11,410,630	1228,3470	△ 9,396		
	住宅以外のもの	0411		259,64	13,951	15,7915	15,7915	221,0810	2,380,960	△ 169,184	
	計	0511	4,882,593	3,216,231	13,951	823,0775	2,333,680	3,267,1520	3,304,3930	77,9210	
空室の用に供する固定資産	住居に係るもの 3/10の適用があるもの	0611									
	2.5/10の適用があるもの	0711									
	1/10の適用があるもの	0811									
	住宅以外のもの	0911									
	計	1011									
国有林野に係る土地	1111										
	発電所・変電所又は送電施設等の用に供する固定資産	地方公共団体の用に供する土地 3/6の適用があるもの	1211								
		5/12の適用があるもの	1311								
		1/10の適用があるもの	1411								
		特例を受ける多目的ダムに係るもの 3/6の適用があるもの	1511								
		5/12の適用があるもの	1611								
		1/10の適用があるもの	1711								
		3/6の適用があるもの	1811								
		5/12の適用があるもの	1911								
		特例率の適用がないもの	2011								
		変電所又は送電施設等の用に供する固定資産	2111								
		計	2211								
		水道施設等の用に供する固定資産	地方公共団体の用に供する土地 ダム以外のもの	2311							
2.5/10の適用があるもの	2411										
1/10の適用があるもの	2511										
特例率の適用がないもの	2611										
特例を受ける多目的ダムに係るもの 2.5/10の適用があるもの	2711										
1/10の適用があるもの	2811										
特例率の適用がないもの	2911										
計	3011										
合 計	3111		4,882,593	3,216,231	13,951	823,0775	2,333,680	3,267,1520	3,304,3930	77,9210	

